

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月19日
【計算期間】	第9期(自 平成21年5月21日 至 平成21年11月20日)
【ファンド名】	ブラックロック・ワールド資源株ファンド
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ロス・ケー・ヒキダ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	加藤 淳一郎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-4577-9283
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 「ブラックロック・ワールド資源株ファンド」(以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。)は、投資信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。
- ② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／株式に属しています。下記は、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	()
大型株	年4回	日本		
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし
債券	(隔月)	欧州	オブ・	
一般	年12回	アジア	ファンズ	
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット属性		中近東		
不動産投信		(中東)		
その他資産		エマージング		
(投資信託証券(株式))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

<各分類および区分の定義>

I. 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

II. 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

- ③ 信託金の限度額は、4,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

- a. 「ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・エネルギー・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)クラスX投資証券」および「ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・マイニング・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)クラスX投資証券」(以下各々を「BGF ワールド・エネルギー・ファンド」および「BGF ワールド・マイニング・ファンド」といいます。)への投資を通じて、世界のエネルギー関連株および鉱山株に投資します。

※ 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行うことがあります。

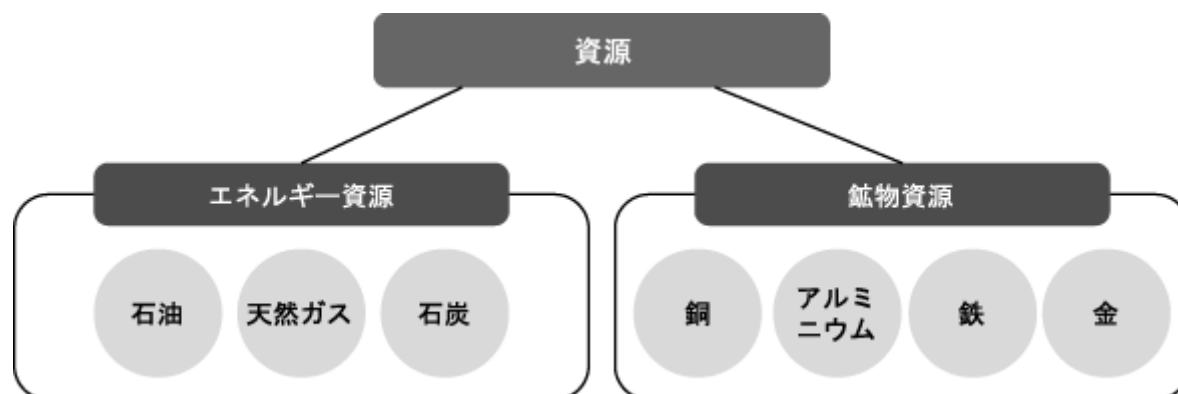
- b. 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。当ファンドの投資対象は「BGF ワールド・エネルギー・ファンド」と「BGF ワールド・マイニング・ファンド」で、原則として投資比率をそれぞれ50%程度とします。(ただし、50%以内とします。)

- c. 投資対象ファンドは、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドの資源株を専門とする経験豊富なチームが運用を担当します。それぞれの投資対象ファンドでエネルギー株、鉱山株への投資を行います。銘柄選択においては企業規模などにはとらわれず、柔軟な運用によって収益機会を追求します。

- d. 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

資源株とは

資源は、我々の生活に不可欠な存在です。資源には、石油や天然ガスを始めとする、エネルギー資源や、アルミニウム、金などの鉱物資源などがあります。資源株とは、こうした資源の採掘、精製、販売など、資源に関わる企業が発行する株式のことをいいます。



※上記は主要な資源を記載したものです。

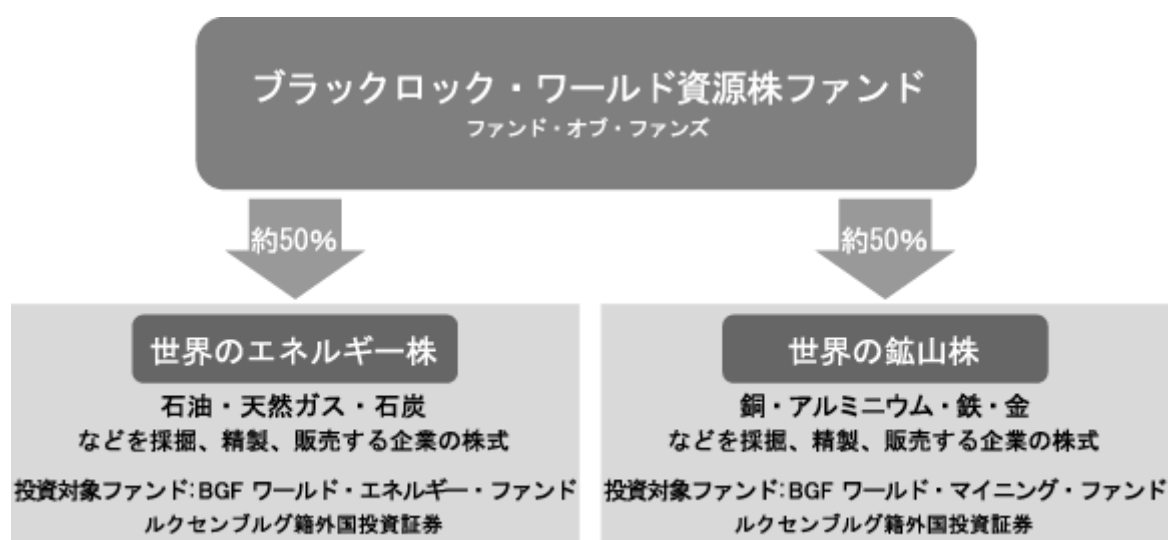
資源株への投資

新興国経済の興隆により、資源に対する需要は、長期的に増加していくことが予想されます。一方、資源の供給量には制限があることから、長期的に見て需給は逼迫することが予想されます。当ファンドは、世界の資源株に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指すファンドです。

<ご参考：投資対象ファンドの紹介>

当ファンドはルクセンブルグ籍外国投資証券「BGF ワールド・エネルギー・ファンド」と「BGF ワールド・マイニング・ファンド」への投資を通じてエネルギー株および鉱山株に分散投資します。

（外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。）



（各ファンドへの投資比率はそれぞれ50%以下とします。）

①エネルギー株ファンド ーBGF ワールド・エネルギー・ファンドー

ルクセンブルグ籍外国投資証券

設定日：2001年4月6日

特徴：世界のエネルギー株のうち、大型株約200銘柄を投資ユニバースとします。

：ボトムアップアプローチをベースにしますが、定性的なトップダウンのマクロアプローチも考慮し、およそ40～60銘柄に投資します。

投資顧問会社：ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

運用残高：3,968百万ドル(約3,445億円 換算レート 1米ドル=86.81円)

組入銘柄数：56銘柄

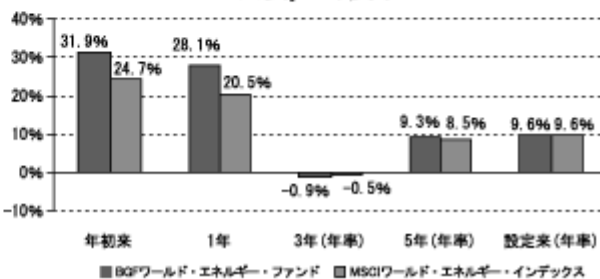


クラスA投資証券の実績(管理報酬年率1.75%控除後)

純資産価額は設定時を100として指数化

出所：ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

パフォーマンス



クラスA投資証券の実績(管理報酬年率1.75%控除後)

出所：ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

上位組入銘柄

上位銘柄	国	業種	%
コノコフィリップス	米国	総合石油・ガス	5.0
エクソンモービル	米国	総合石油・ガス	4.9
BP	英国	総合石油・ガス	4.4
オクシデンタル・ペトロリアム	米国	総合石油・ガス	4.4
アナダーコ・ペトロリアム	米国	石油・ガス探査・開発	4.3
シェブロン	米国	総合石油・ガス	4.1
BGグループ	英国	総合石油・ガス	3.9
ブラジル石油公社	ブラジル	総合石油・ガス	3.7
シュルンベルジェ	米国	石油サービス	3.6
アパッチ	米国	石油・ガス探査・開発	3.2

国別配分

投資国	%	投資国	%
北米	67.7	ラテンアメリカ	0.6
欧州	24.2	南アフリカ	0.4
アジア/太平洋 (除く日本)	2.5	現金等	3.7
オーストラレーシア	0.9		

*オーストラレーシアは、オーストラリア・ニュージーランドおよびその周辺の島々の総称

業種配分

業種	%
総合石油・ガス	46.3
石油・ガス探査・開発	34.1
石油サービス	12.1
石油・ガス精製・販売	1.5
石炭・ウラン	1.3
石油・ガス貯蔵・輸送	1.0
現金等	3.7

- ※ 上記のグラフおよび表は、投資対象ファンドの運用状況を算出したものであり、当ファンドの値動きや投資状況を示すものではありません。また、将来の結果をお約束するものではありません。
- ※ 当ファンドの投資対象はクラスX投資証券です。グラフで使用したクラスA投資証券とポートフォリオは同一ですが管理報酬がかからない点などが異なります。
- ※ 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行うことがあります。
- ※ MSCIワールド・エネルギー・インデックスとは、MSCI Inc.が開発、計算した株式指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

② 鉱山株ファンド ーBGF ワールド・マイニング・ファンドー

ルクセンブルグ籍外国投資証券

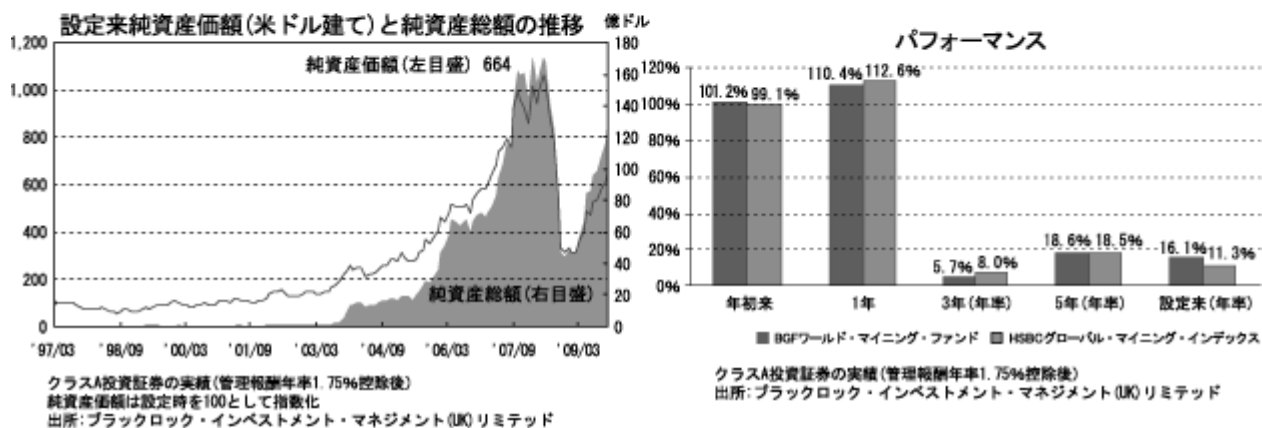
設定日 : 1997年3月24日

特徴 : 世界中の鉱山株を投資対象とし、コアとなる約200銘柄を常時モニタリングします。
: ボトムアップアプローチのほか、セクターアロケーションなどを超過収益の源泉とし、およそ60～80銘柄に投資します。

投資顧問会社 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK) リミテッド

運用残高 : 12,966百万ドル(約1兆1,256億円 換算レート 1米ドル=86.81円)

組入銘柄数 : 60銘柄



上位組入銘柄

上位銘柄	国	業種	%
リオ・ティント	英国	各種金属・鉱業	9.8
ヴァーレ(旧リオドセ)	ブラジル	各種金属・鉱業	9.5
BHPビリトン	英国	各種金属・鉱業	9.4
エクストラータ	英国	各種金属・鉱業	6.2
テック・リソーシス	カナダ	各種金属・鉱業	5.2
フリーポート・マクモラン・コッパー・アンド・ゴールド	米国	銅	4.4
インバラ・ブラチナム・ホールディング	南アフリカ	プラチナ	4.1
ブエナベンチュラ	ペルー	金	3.9
アングロ・アメリカン	英国	各種金属・鉱業	3.4
ニュークレスト・マイニング	オーストラリア	金	3.4

国別配分

投資国	%	投資国	%
欧州	40.0	中国	1.3
北米	34.5	アジア/太平洋(除く日本)	0.0
南アフリカ	10.0	現金等	2.9
オーストラレーシア	8.0		
ラテンアメリカ	3.3		

*オーストラレーシアは、オーストラリア・ニュージーランドおよびその周辺の島々の総称

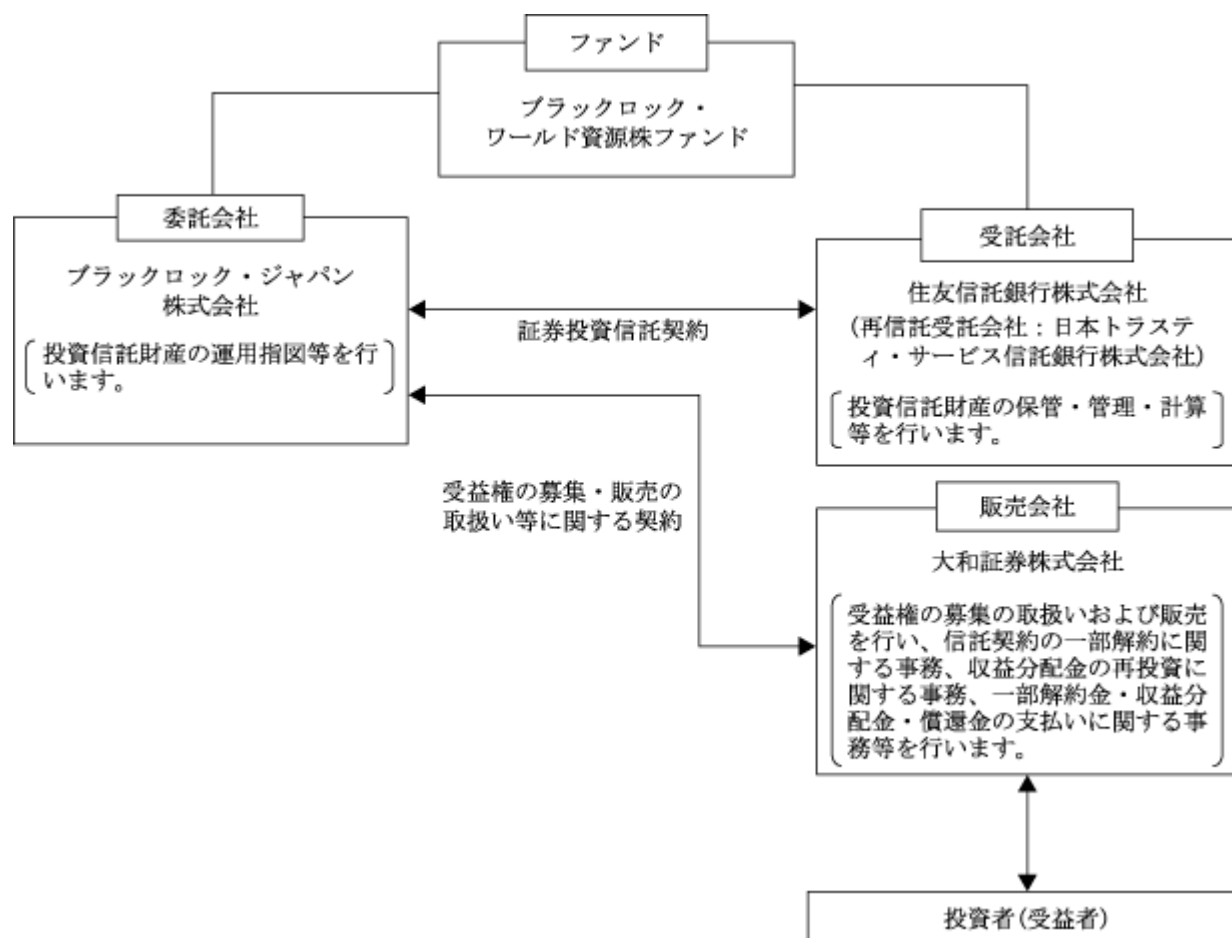
業種配分

業種	%	業種	%
各種金属・鉱業	53.5	ニッケル	0.6
金	15.6	ウラン	0.4
銅	11.1	亜鉛	0.4
プラチナ	6.9	その他	3.3
石炭	4.4	現金等	2.9
アルミニウム	0.9		

*各種金属・鉱業は、銅や鉄鉱石、ニッケルなど様々な鉱物を取り扱う企業などを指します。
昨今業界のコングロマリット化により、多くの鉱山会社がこのカテゴリーに含まれます。

- ※ 上記のグラフおよび表は、投資対象ファンドの運用状況を算出したものであり、当ファンドの値動きや投資状況を示すものではありません。また、将来の結果をお約束するものではありません。
- ※ 当ファンドの投資対象はクラスX投資証券です。グラフで使用したクラスA投資証券とポートフォリオは同一ですが管理報酬がかからない点などが異なります。
- ※ 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行うことがあります。
- ※ H S B C グローバル・マイニング・インデックスとは、総合金融グループであるH S B Cが算出・公表している世界の鉱山関連株式で構成される株価指数です。同指数に関する著作権その他の知的所有権はH S B Cに帰属します。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

<契約等の概要>

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、投資信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、受益者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、一部解約事務、受益者に対する収益分配金および一部解約金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組みについて>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



<委託会社の概況>

本書提出日現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金 485,000千円

b. 沿革

年	月	沿 革
1988年	3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社設立 （英国大手金融グループのパークレイズ・グループ投資銀行部門における 資産運用会社 BZW Investment Management 100%出資）
1988年	6月	証券投資顧問業者として登録
1989年	1月	投資一任業務認可を取得
1994年	11月	「ビーゼッドダブリュー投資顧問株式会社」に社名変更
1998年	3月	投資信託委託業務免許を取得 「パークレイズ投信株式会社」に社名変更
1999年	1月	パークレイズ・バンクPLC100%出資となる
2000年	7月	パークレイズ・バンクPLCの直轄体制から、パークレイズ・グローバル・イン ベスターズ（BGI）グループの経営傘下に入る
2001年	6月	「パークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社」に社名変更
2001年	7月	パークレイズ・バンクPLCからパークレイズ・グローバル・インベスター ズ・ユークー・ホールディングス・リミテッドへ株主異動
2004年	4月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社と合併 パークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社を存続会社とし て「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」へ商号変更
2007年	9月	証券業登録、パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧 問株式会社へ商号変更
2007年	9月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社へ商号変更
2008年	7月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合 併
2009年	12月	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として 「ブラックロック・ジャパン株式会社」へ商号変更

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー	9,238株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 「BGF ワールド・エネルギー・ファンド」および「BGF ワールド・マイニング・ファンド」への投資を通じて、世界のエネルギー関連株および鉱山株に投資します。
- ② 「BGF ワールド・エネルギー・ファンド」および「BGF ワールド・マイニング・ファンド」への投資割合は、原則としてそれぞれ純資産総額の50%程度とします。(ただし、50%以内とします。)
- ③ 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行うことがあります。これに伴い、①の投資対象ファンド以外の、世界のエネルギー関連株および鉱山株のいずれかあるいは双方に投資を行う投資信託証券に投資することがあります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ⑥ 約款で定める投資対象とする投資信託証券の選定にあたっては、上記の投資方針の他、当ファンドの運営上の効率性等を勘案します。

(2)【投資対象】

a. 投資対象とする資産の種類(約款第21条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- (a) 有価証券
- (b) 金銭債権
- (c) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限ります。)

b. 投資対象とする有価証券(約款第22条第1項)

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (a) 国債証券
- (b) 短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に関する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林社債をいいます。)
- (c) コマーシャル・ペーパー
- (d) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (e) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (f) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (g) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

c. 投資対象とする金融商品(約款第22条第2項)

このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

投資対象ファンドの概要

(a) B G F ワールド・エネルギー・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(米ドル建て)
投資目的および投資態度	トータル・リターンを最大化することを目指します。ファンドは、少なくともその純資産の70%を世界各国のエネルギー資源の探査・開発・生産・輸送を行う企業の株式に投資します。また、新たなエネルギー技術の開発および利用に携る企業の株式にも投資します。
設定日	2001年4月6日
存続期間	無期限
主な投資制限	・同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は純資産総額の40%を超えないものとします。
管理報酬	ございません。(注)
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として8月末日)に決算を行います。
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(b) B G F ワールド・マイニング・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(米ドル建て)
投資目的および投資態度	トータル・リターンを最大化することを目指します。ファンドは、少なくともその純資産の70%を世界各国の金属や鉄や石炭などの一般非鉄金属の採掘・精錬等を行う企業の株式に投資します。また、金、貴金属および鉱物資源を取り扱う企業の株式にも投資します。ファンドは、現物の金または金属を保有しません。
設定日	1997年3月24日
存続期間	無期限
主な投資制限	・同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は純資産総額の40%を超えないものとします
管理報酬	ございません。(注)
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として8月末日)に決算を行います。
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

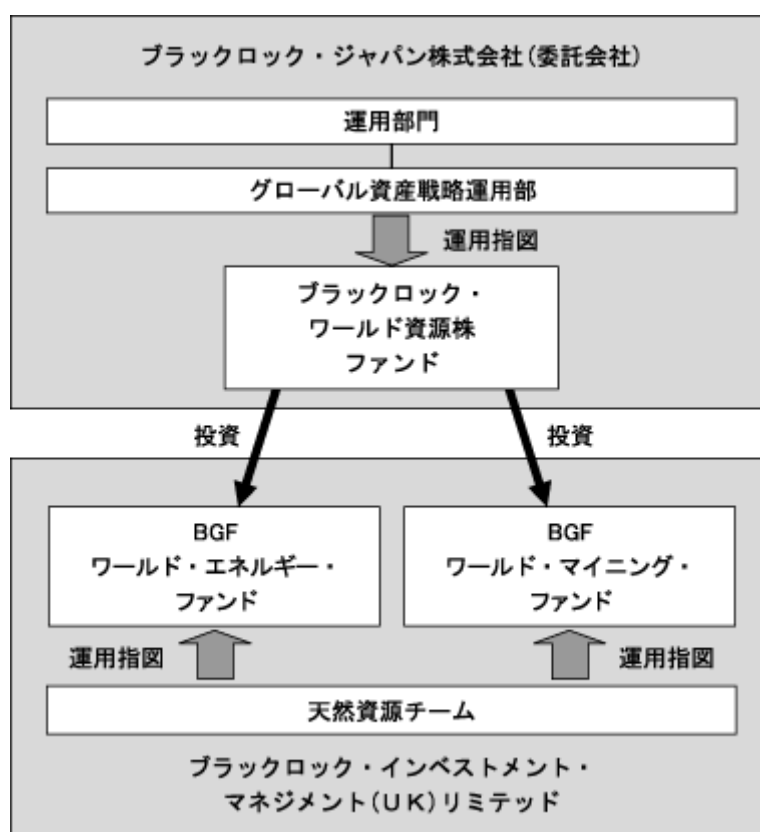
(3)【運用体制】

① ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

② ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし、関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

③ 当ファンドの運用は、グローバル資産戦略運用部（当ファンド担当：4名程度）が担当いたします。

運用体制図

※ 運用体制は、変更となる場合があります。

<参考：投資対象ファンドの運用体制>

投資対象ファンドは、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドの株式運用部門の天然資源チームによって運用されています。

天然資源チームの概要

■地質学・鉱物探査学等のスペシャリストによるチーム構成

当チームは地質学・鉱物探査学等のスペシャリストにより構成され、資源株に投資を行う運用チームです。

当チームでは、油田、ガス田、鉱山等をポートフォリオ・マネジャー自らが実地調査に訪問し、徹底した調査活動を行います。

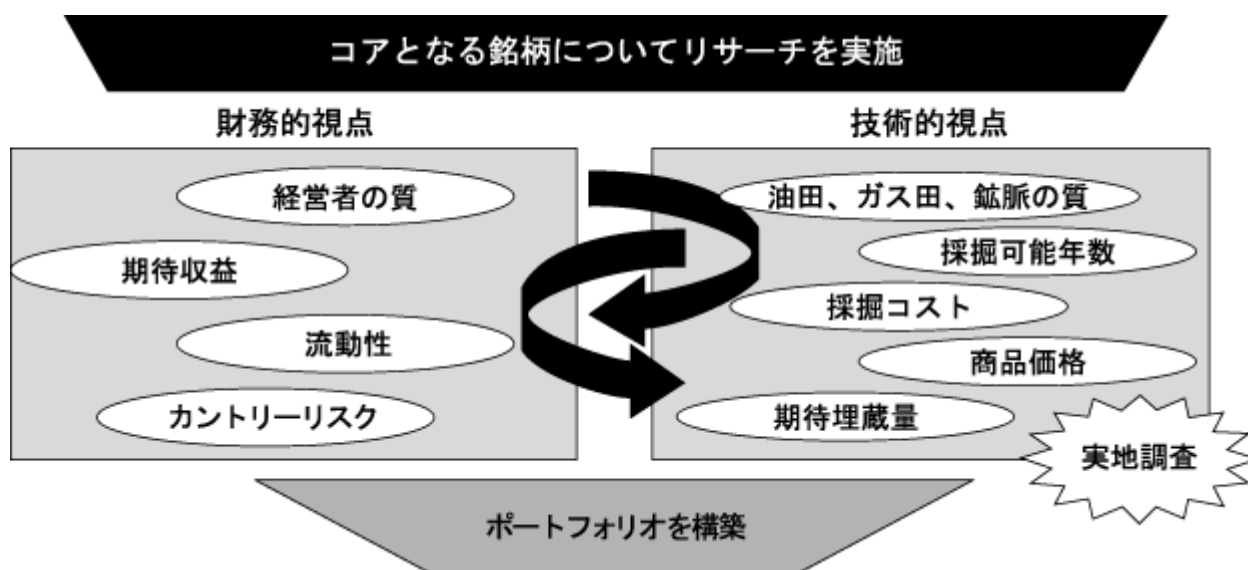
また、他の運用チームと情報交換することにより更に広範の投資対象をカバーします。綿密なリサーチに基づき、長期的に成長が見込まれ、割安と考えられる銘柄に厳選して投資を行っています。

■「財務的視点」と「技術的視点」からのリサーチ

天然資源チームが地質学・鉱物探査学等のスペシャリストにより構成されていることは、資源株に投資を行う上で重要な意味を持ちます。

チームのメンバーは、世界中の油田、ガス田、鉱山等を訪れ、その専門的な知識と経験を生かして情報収集にあたり、資産運用に関する高度な分析力をもって比較、検討、判断を行うことが出来ます。

つまり、資産運用に関する「財務的視点」とエネルギー・鉱業についての「技術的視点」を併せ持ったリサーチを行うことが出来るのです。



■グローバルなリサーチ

天然資源チームでは、グローバルな産業であるエネルギー企業および鉱業企業の株式に投資を行うに当たっては、世界的規模でリサーチを行うことが重要であると考えます。

また、エネルギー企業および鉱業企業の株式は大きく株価が変動する傾向にあります。投資を行おうとする全ての企業を詳細にリサーチすることでリスクを管理することが重要であると考えます。

そのため、当チームのメンバーは世界のエネルギー企業および鉱業企業を訪問し、経営トップとの面談を行い、さらに油田、ガス田、鉱山等へ出向き実地調査を行っています。

—技術的視点での実地調査例—



※ 世界地図の中の足跡は、天然資源チームが実地調査に赴いた油田、鉱山、製油所等を例示しています。

■迅速なリサーチ結果の反映

天然資源チームのメンバーは、世界中どこにいてもチームの拠点である英国・ロンドンへリサーチの結果を報告し、ミーティングを行います。

全ての情報は共有され、チームで検討、投資判断を行い、迅速に実行します。

常に、世界中のあらゆる油田、ガス田、鉱山等とエネルギー企業および鉱業企業に関するデータ・ベースに基づいて、世界のエネルギー企業および鉱業企業を比較し、市場の選択を行い、価値があると判断される投資先を見出し、分散投資を行っております。

※ 運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約1.43兆ドル^{*}（約128兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家及び個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメント及びオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシング及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2009年9月末現在。（円換算レートは1ドル＝89.535円を使用）

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

年2回の毎決算時（5月20日および11月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

a. 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加算した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③ 収益分配金の支払い

a. 支払時期と支払場所

(a) 分配金支払いコースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 分配金再投資コースの場合

積立投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該取得申込により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 時効

受益者が、a. (a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

- a. 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限①)
- b. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限②)
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- c. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限③)
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- d. 同一銘柄の投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限④)
同一銘柄の投資信託証券への投資割合は投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款および定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。)投資信託証券であることが記載されている投資信託証券については50%以上の取得ができるものとします。
- e. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第24条)
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- f. 外国為替予約の指図および範囲(約款第25条)
 - (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) (a)の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

g. 資金の借入れ(約款第32条)

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの投資信託財産に生じた損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の主な変動要因(当ファンドの投資内容がもたらすリスク)

a. エネルギー株および鉱山株投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界各国のエネルギー資源の採掘・開発等を行う企業の株式および鉱物資源の採掘・精練等を行う企業の株式を主要投資対象とします。したがって、鉱物資源の市場動向やエネルギー需要の変動および組入株式の発行会社の財務状況等が、運用成果に影響を与えることがあります。組入株式の株価および配当金の変化によって、当ファンドの基準価額は変動します。

b. 為替変動リスク

当ファンドの基準価額は円建てで表示されます。一方、当ファンドは外貨建ての投資信託証券に投資を行い、当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。また、当ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの動きに応じて基準価額は上昇または下落します。

c. カントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界各国の株式に投資します。当ファンドの投資対象ファンドは、エマージング(新興)市場の発行体が発行する株式にも投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

d. オプション、先物、その他投資手法のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、証券先物・オプション、指数先物・オプション、通貨先物・オプションおよび金利スワップ等さまざまな投資手法を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、および証券価格、市場金利、為替の変動による影響から当ファンドの投資対象ファンドを守るために用いられるものです。このような投資手法を用いた結果、コストとリスクが伴い、基準価額に影響を与える可能性があります。こうした投資手法は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ファンド運営上のリスク**a. 取得申込・解約申込および買取申込の受付の中止・取消**

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付・解約申込の受付および買取申込の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の取得申込の受付・解約申込の受付および買取申込の受付についても取り消す場合があります。

b. 信託の途中終了

当ファンドは一部解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託を終了させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制**① 委託会社の運用チームによるリスク管理**

委託会社の運用チームにおいて、定期的にパフォーマンスやリスク等の確認を行っています。

② リスク・クオンツ分析部による運用及びリスクの分析

当該商品の運用分析およびリスク分析は委託会社の「リスク・クオンツ分析部」が行っております。さらに、分析結果について定期的にレビューを行い、委託会社の運用チームへ助言をしています。

※ 投資リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。)

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-4577-9700 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: <http://www.blackrock.co.jp>

なお、申込手数料には消費税等相当額が含まれています。(以下同じ。)

- ② 分配金の受取方法により、「分配金支払いコース」、「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。「分配金再投資コース」を選択した受益者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料

ありません。

- ② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.7115%(税抜1.63%)の率を乗じて得た金額とし、委託会社、販売会社、受託会社の間の配分は次の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
投資信託財産の 純資産総額に対して	年0.8400% (税抜0.80%)	年0.8400% (税抜0.80%)	年0.0315% (税抜0.03%)	年1.7115% (税抜1.63%)

※ 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

- ② 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産において一部解約金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- ② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ③ 下記の諸費用(以下「諸費用」といいます)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
 6. 公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用委託会社は、年0.105%(税抜0.10%)を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支払われるものとします。
- ④ 外貨建資産の保管等に要する費用は、投資信託財産中より支弁します。
- ⑤ 投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含む。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① 個別元本方式について
 - a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が当該受益者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
 - b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

d. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「③収益分配金の課税について」を参照。）

② 一部解約時、買取請求時および償還時の課税について

a. 個人の受益者の場合

一部解約時、買取請求時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

b. 法人の受益者の場合

一部解約時、買取請求時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率により、また平成24年1月1日以降については20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 一部解約時、買取請求時および償還時の差益の課税について

一部解約時、買取請求時および償還時の差益（解約価額、買取価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、申告分離課税が適用されます。

その税率は平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率により、また平成24年1月1日以降については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

一部解約時、買取請求時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りです。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、一部解約時、買取請求時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※ 平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）になります。

※ なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

「ブラックロック・ワールド資源株ファンド」

(1)【投資状況】（平成21年12月末現在）

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	19,916,894,114	98.66
その他資産(負債控除後)		270,399,692	1.34
合計		20,187,293,806	100.00

(2)【投資資産】（平成21年12月末現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国／地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	BGF ワールド・エネルギー・ ファンド	ルクセン ブルグ	投資証券	4,322,302.74	2,233.43	9,653,538,998	2,308.03	9,975,987,103	49.42
2	BGF ワールド・マイニング・ ファンド	ルクセン ブルグ	投資証券	1,471,921.66	6,582.39	9,688,758,002	6,753.69	9,940,907,011	49.24

（注1）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

（注2）簿価単価及び評価単価は投資証券の1口当たりの価額です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.66

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成21年12月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(平成17年11月21日)	27,884,007,588	37,224,672,758	1.0448	1.3948
第2期(平成18年5月22日)	27,435,724,988	32,749,218,838	1.0327	1.2327
第3期(平成18年11月20日)	27,278,836,060	29,169,722,567	1.0099	1.0799
第4期(平成19年5月21日)	27,651,633,934	34,056,956,848	1.0792	1.3292
第5期(平成19年11月20日)	37,671,436,012	43,106,972,938	1.0396	1.1896
第6期(平成20年5月20日)	39,507,907,177	45,156,229,855	1.0492	1.1992
第7期(平成20年11月20日)	14,614,005,862	(同左)	0.3396	(同左)
第8期(平成21年5月20日)	18,768,108,605	(同左)	0.4641	(同左)
第9期(平成21年11月20日)	19,626,097,804	(同左)	0.5657	(同左)
平成20年12月末現在	14,750,001,375	—	0.3475	—
平成21年1月末現在	14,622,815,207	—	0.3442	—
平成21年2月末現在	15,366,671,985	—	0.3631	—
平成21年3月末現在	16,286,970,608	—	0.3906	—
平成21年4月末現在	17,358,410,306	—	0.4275	—
平成21年5月末現在	19,557,668,468	—	0.4846	—
平成21年6月末現在	18,916,002,234	—	0.4752	—
平成21年7月末現在	20,010,489,841	—	0.5080	—
平成21年8月末現在	19,825,300,020	—	0.5133	—
平成21年9月末現在	20,024,363,470	—	0.5292	—
平成21年10月末現在	19,791,259,136	—	0.5566	—
平成21年11月末現在	18,866,262,747	—	0.5487	—
平成21年12月末現在	20,187,293,806	—	0.6011	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.3500
第2期	0.2000
第3期	0.0700
第4期	0.2500
第5期	0.1500
第6期	0.1500
第7期	—
第8期	—
第9期	—

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	39.5
第2期	18.0
第3期	4.6
第4期	31.6
第5期	10.2
第6期	15.4
第7期	△67.6
第8期	36.7
第9期	21.9

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成17年6月1日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

平成18年10月1日 ファンド名称を「メリルリンチ・ワールド資源株ファンド」から

「ブラックロック・ワールド資源株ファンド」に変更

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行

平成21年12月2日 ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の取得申込者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「分配金支払いコース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。

「分配金再投資コース」を選択する取得申込者は、当該販売会社との間で「積立投資約款」にしたがって契約^{*}を締結します。

^{*} 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの取得申込は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

お申込みの受付は、申込期間中の午後3時(半日立会日は午前11時)までに受付けたものを当日のお申込みとします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込不可日

下記のルクセンブルグの銀行休業日に該当する場合には、販売会社の営業日であってもお申込みは受けられません。

2010年	4月2日、4月5日、5月13日、5月24日、6月23日、11月1日
-------	-----------------------------------

※ 上記は、2009年11月末現在、委託会社が認識する情報です。対象国の事情により変更になる可能性があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。

(5) 申込単位

10万円以上1円単位または10万口以上1口単位とします。

※ 金額単位でお申込みの場合、申込手数料および消費税等相当額を含めて10万円以上1円単位とします。

※ 分配金再投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

(6) 申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、申込価額には申込手数料は含まれておりません。

(7) 申込手数料

a. 取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、申込手数料には消費税等相当額が含まれています。

b. 「分配金再投資コース」を選択した受益者が、分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(8) 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことがあります。

(9) 取得申込代金のお支払い

ファンドの受益権の取得申込者は、お申込みの販売会社が定める日までに当ファンドのお申込代金を販売会社に支払うものとします。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約手続き

① 一部解約の申込と受付

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口以上1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。一部解約の請求の受付は、午後3時(半日立会日は午前11時)までとなっております。詳細は販売会社にお問い合わせください。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 解約請求不可日

下記のルクセンブルグの銀行休業日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても一部解約の実行請求は受けません。

2010年	4月2日、4月5日、5月13日、5月24日、6月23日、11月1日
-------	-----------------------------------

※ 上記は、2009年11月末現在、委託会社が認識しうる情報です。対象国の事情により変更になる可能性があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。

③ 解約の価額

一部解約の価額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの解約価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 03-4577-9700（受付時間 営業日の9：00～17：00）

④ 解約請求受付の制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行請求には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑤ 解約代金の支払い

解約代金は原則として一部解約の実行請求受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

⑥ 一部解約の実行請求の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行請求の受付を取り消すことができます。一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとしします。

(2) 買取手続き

① 買取の申込と受付

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口以上1口単位をもって買取りの実行を請求することができます。

販売会社は、受益者の請求があるときには、その受益権を買取ります。

買取請求の受付は、午後3時(半日立会日は午前11時)までとなっております。詳細は販売会社にお問い合わせください。

② 買取請求不可日

下記のルクセンブルグの銀行休業日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても買取請求は受けられません。

2010年	4月2日、4月5日、5月13日、5月24日、6月23日、11月1日
-------	-----------------------------------

※ 上記は、2009年11月末現在、委託会社が認識する情報です。対象国の事情により変更になる可能性があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。

③ 買取の価額

受益者からの買取請求による販売会社の受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、課税対象者(当該買取りを行う販売会社)に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額となります。(当該課税対象者に係る源泉徴収税額に相当する金額は、免除されることがあります。)詳細は販売会社にお問い合わせください。

④ 買取請求の一定金額を超える場合の制限、受付中止、代金の支払い等については、「(1) 解約手続き」と同様です。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。受益者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「ワ資源株」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：金融商品取引所(海外取引所を含む)に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場(海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場)で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格(原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格)で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 03-4577-9700（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

この信託の期間は、平成17年6月1日から平成27年5月20日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年5月21日から11月20日および11月21日から翌年5月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成17年6月1日から平成17年11月21日までとします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】**① ファンドの償還条件等**

- a. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託契約の一部が解約させることにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. a. およびb. の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. d. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a. およびb. の信託契約の解約を行いません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. ～ f. までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. i. にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。
- e. 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa. ～ e. の規定にしたがいます。

③ 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

④ 運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、お買付けいただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

⑤ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

<分配金支払いコース>

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)にお支払いを開始します。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

＜分配金再投資コース＞

「積立投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)にお支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 受益権の買取請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に1口単位をもって買取りを請求することができます。

買取請求に係る売却代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(6) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(平成20年11月21日から平成21年5月20日まで)及び第9期計算期間(平成21年5月21日から平成21年11月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 【財務諸表】

ブラックロック・ワールド資源株ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 8 期 (平成21年 5 月20日現在)	第 9 期 (平成21年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	495,451	249,944
コール・ローン	507,983,829	585,899,359
投資証券	18,223,573,543	19,374,642,917
未収入金	184,166,399	—
流動資産合計	18,916,219,222	19,960,792,220
資産合計	18,916,219,222	19,960,792,220
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,107,214	161,417,038
未払受託者報酬	2,455,036	3,137,207
未払委託者報酬	130,937,537	167,319,871
その他未払費用	2,610,830	2,820,300
流動負債合計	148,110,617	334,694,416
負債合計	148,110,617	334,694,416
純資産の部		
元本等		
元本	40,441,567,360	34,695,237,309
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△21,673,458,755	△15,069,139,505
（分配準備積立金）	290,896,387	244,619,211
純資産合計	18,768,108,605	19,626,097,804
負債純資産合計	18,916,219,222	19,960,792,220

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 (自 平成20年11月21日 至 平成21年 5月20日)	第9期 (自 平成21年 5月21日 至 平成21年11月20日)
営業収益		
受取利息	118,362	91,259
有価証券売買等損益	5,289,784,003	5,352,995,303
為替差損益	23,995,773	△1,215,651,414
営業収益合計	5,313,898,138	4,137,435,148
営業費用		
受託者報酬	2,455,036	3,137,207
委託者報酬	130,937,537	167,319,871
その他費用	2,751,911	2,990,295
営業費用合計	136,144,484	173,447,373
営業利益	5,177,753,654	3,963,987,775
経常利益	5,177,753,654	3,963,987,775
当期純利益	5,177,753,654	3,963,987,775
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	182,561,495	469,981,069
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△28,421,547,156	△21,673,458,755
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,770,663,586	3,502,287,325
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,770,663,586	3,502,287,325
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,017,767,344	391,974,781
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,017,767,344	391,974,781
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△21,673,458,755	△15,069,139,505

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期 (自 平成20年11月21日 至 平成21年5月20日)	第9期 (自 平成21年5月21日 至 平成21年11月20日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として当該取引所における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。	為替予約取引 同左
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
4 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左

項目	第8期 (自 平成20年11月21日 至 平成21年5月20日)	第9期 (自 平成21年5月21日 至 平成21年11月20日)
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8期 (平成21年5月20日現在)	第9期 (平成21年11月20日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	40,441,567,360口	34,695,237,309口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 21,673,458,755円	元本の欠損 15,069,139,505円
3 1口当たり純資産額	0.4641円	0.5657円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第8期 (自 平成20年11月21日 至 平成21年5月20日)	第9期 (自 平成21年5月21日 至 平成21年11月20日)
1 分配金の計算過程	第8期計算期末における、配当等収益(113,305円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(△766,003,120円)、収益調整金(その他収益調整金)(112,008,286円)、分配準備積立金(290,783,082円)により、分配対象収益は402,904,673円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第9期計算期末における、配当等収益(91,010円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(△995,261,824円)、収益調整金(その他収益調整金)(101,127,838円)、分配準備積立金(244,528,201円)により、分配対象収益は345,747,049円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。
2 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	当期一部解約に伴う欠損金減少額及び当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。	同左

(税効果会計に関する注記)

第8期 (自 平成20年11月21日 至 平成21年5月20日)	第9期 (自 平成21年5月21日 至 平成21年11月20日)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 (自 平成20年11月21日 至 平成21年5月20日)	第9期 (自 平成21年5月21日 至 平成21年11月20日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第8期 (自 平成20年11月21日 至 平成21年5月20日)	第9期 (自 平成21年5月21日 至 平成21年11月20日)
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第8期 (平成21年5月20日現在)	第9期 (平成21年11月20日現在)
期首元本額	43,035,553,018円	40,441,567,360円
期中追加設定元本額	1,602,323,659円	794,942,032円
期中一部解約元本額	4,196,309,317円	6,541,272,083円

2 有価証券関係

第8期(平成21年5月20日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	18,223,573,543	4,639,152,464

第9期(平成21年11月20日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	19,374,642,917	4,475,407,490

3 デリバティブ取引関係

① 取引の状況に関する事項

第8期 (自 平成20年11月21日 至 平成21年5月20日)	第9期 (自 平成21年5月21日 至 平成21年11月20日)
1 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1 取引の内容 同左
2 取引に対する取組方針と利用目的 当ファンドは、外貨建有価証券の売買の決済等に 伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日 までの数日間の為替予約を利用しております。 なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リス クを低減する目的及び投機を目的とする為替予 約は行わない方針であります。	2 取引に対する取組方針と利用目的 同左
3 取引に係るリスクの内容 為替予約取引等に係る主要なリスクは、為替相場 の変動による価格変動リスク及び取引相手の信 用状況の変化により損失が発生する信用リスク であります。	3 取引に係るリスクの内容 同左
4 取引に係るリスクの管理体制 取引の管理については、取引限度額等を定めた投 資信託約款に従い、資金担当部門が決裁担当者 の承認を得て行っております。また、取引の相手 先については、定めたリスク管理の方針と手続 きに従って担当部門が取引を行っており、リス ク管理担当部門が管理しております。	4 取引に係るリスクの管理体制 同左
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価に関する事項についての契約額等 は、あくまでもデリバティブ取引における名目 的な契約額であり、当該金額自体がデリバティ ブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

② 取引の時価等に関する事項

第8期(平成21年5月20日現在)

該当事項はありません。

第9期(平成21年11月20日現在)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】**第1 有価証券明細表****(1) 株式**

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	投資口数	評価額	組入比率 (%)	備考
投資証券	米ドル				
投資証券	BGF ワールド・エネルギー・ファンド	4,470,115.19	108,400,293.35		
投資証券	BGF ワールド・マイニング・ファンド	1,527,153.54	109,145,663.50		
	(邦貨換算)		(19,374,642,917)	100.0	
	米ドル合計(2銘柄)	5,997,268.73	217,545,956.85		
	(邦貨換算合計)		(19,374,642,917)		
	合計(2銘柄)	5,997,268.73	19,374,642,917	100.0	

(注) 組入比率は、組入投資証券時価総額に対する通貨別の当該資産の時価合計額の比率です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・エネルギー・ファンド クラスX投資証券」及び「ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・マイニング・ファンド クラスX投資証券」（以下、両者を併せて「同ファンド」という。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、すべて同ファンドの投資証券であります。同ファンドの状況は以下のとおりであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外です。

同ファンドの状況

- (1) 同ファンドは、ルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、同ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2009年2月28日に終了する中間計算期間（2008年9月1日から2009年2月28日まで）に係る中間財務諸表であります。
- (2) 当該中間財務諸表は、同ファンドを含む「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の2009年2月28日現在の中間財務諸表のうち、同ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、中間財務諸表に含まれる「投資明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。なお、ルクセンブルグにおける独立監査法人の監査を受けておりません。

[次へ](#)

ブラックロック・グローバル・ファンズ

純資産計算書(無監査)

2009年2月28日現在

ファンド名	注記	ワールド・ エネルギー・ ファンド (米ドル)	ワールド・ マイニング・ ファンド (米ドル)
資産			
有価証券ポートフォリオ取得原価		2,824,962,164	7,524,423,756
未実現利益		(978,532,768)	(3,210,798,418)
有価証券ポートフォリオ時価	2(a)	1,846,429,396	4,313,625,338
銀行預金	2(a)	244,200,133	380,185,992
未収利息および未収配当金	2(a)	12,021,645	17,105,026
投資売却未収入金	2(a)	2,947,911	177,995
引受ファンド投資証券未収入金	2(a)	11,700,686	21,286,226
その他の資産	2(a,c)	3,300,843	360,653
資産合計		2,120,600,614	4,732,741,230
負債			
投資購入未払金	2(a)	—	9,613,640
未払ファンド投資証券償還金	2(a)	3,740,838	11,801,062
未実現損失：			
先物外国為替予約	2(c)	1,501,016	2,350,043
売建オプション／スワップションの時価	2(c)	—	1,893,266
その他の負債		6,809,890	8,688,518
負債合計		12,051,744	34,346,529
純資産合計		2,108,548,870	4,698,394,701

注記は、当財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・グローバル・ファンズ

損益および純資産変動計算書(無監査)

2008年9月1日から2009年2月28日までの期間

ファンド名	注記	ワールド・ エネルギー・ ファンド (米ドル)	ワールド・ マイニング・ ファンド (米ドル)
期首純資産		4,301,819,161	12,493,475,100
収益			
銀行利息		935,987	2,157,370
債券利息		—	9,652
配当金		24,960,490	124,738,807
有価証券貸付		1,016,772	1,767,266
収益合計	2(b)	26,913,249	128,673,095
費用			
銀行利息		178,397	969,922
管理報酬	5	2,821,454	6,921,311
保管および預託報酬	6	251,113	1,386,985
販売報酬	4	560,883	1,393,306
ルクセンブルグ年次税	7	450,154	829,681
投資運用報酬	4	19,945,878	48,726,159
費用合計		24,207,879	60,227,364
投資純利益		2,705,370	68,445,731
実現利益／（損失）純額：			
投資	2(a)	(382,256,247)	(1,076,214,556)
オプション契約	2(c)	—	2,313,534
先物外国為替予約	2(e)	(8,723,763)	(17,820,317)
その他の取引に係る外国通貨		(3,902,498)	(48,237,681)
当期実現損失純額		(394,882,508)	(1,139,959,020)
未実現利益／（損失）の純変動額：			
投資	2(a)	(1,455,577,980)	(6,176,660,300)
オプション契約	2(c)	—	3,014,776
先物外国為替予約	2(e)	93,877	4,702,485
その他の取引に係る外国通貨		514,628	772,995
当期末実現利益（損失）の純変動額		(1,454,969,475)	(6,168,170,044)
営業による純資産の減少		(1,847,146,613)	(7,239,683,333)
投資証券資本の変動			
投資証券発行による正味受取額		619,225,250	1,699,767,623
投資証券買戻しによる正味支払額		(965,348,928)	(2,255,164,689)
投資証券資本の変動による純資産の減少		(346,123,678)	(555,397,066)
期末純資産		2,108,548,870	4,698,394,701

注記は、当財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・グローバル・ファンズ

発行済投資証券口数変動計算書(無監査)

2009年2月28日現在

ファンド名	ワールド・ エネルギー・ ファンド	ワールド・ マイニング・ ファンド
クラスA無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	121,731,715	139,062,506
発行投資証券口数	34,344,547	53,313,466
買戻し投資証券口数	(45,604,530)	(59,695,366)
期末発行済投資証券口数	110,471,732	132,680,606
クラスAユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	2,082,368	3,322,049
発行投資証券口数	6,970,247	7,131,418
買戻し投資証券口数	(3,395,600)	(4,580,162)
期末発行済投資証券口数	5,657,015	5,873,305
クラスAシンガポール・ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	21,117	1,782,037
発行投資証券口数	2,446	96,429
買戻し投資証券口数	(1,500)	(294,075)
期末発行済投資証券口数	22,063	1,584,391
クラスA英国販売会社ステータス投資証券		
期首発行済投資証券口数	3,948,098	1,497,165
発行投資証券口数	1,410,326	944,433
買戻し投資証券口数	(4,606,902)	(1,364,765)
期末発行済投資証券口数	751,522	1,076,833
クラスB無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	1,314,315	927,487
発行投資証券口数	127,321	52,192
買戻し投資証券口数	(514,659)	(285,874)
期末発行済投資証券口数	926,977	693,805
クラスC無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	2,254,243	2,247,126
発行投資証券口数	185,762	210,130
買戻し投資証券口数	(720,476)	(831,764)
期末発行済投資証券口数	1,719,529	1,625,492
クラスCユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	10,291	151,211
発行投資証券口数	60,573	12,180
買戻し投資証券口数	(19,842)	(45,272)
期末発行済投資証券口数	51,022	118,119
クラスD無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	3,112,726	630,243
発行投資証券口数	3,219,865	1,442,739
買戻し投資証券口数	(4,214,069)	(881,889)
期末発行済投資証券口数	2,118,522	1,191,093

(続く)

ファンド名	ワールド・ エネルギー・ ファンド	ワールド・ マイニング・ ファンド
クラスDユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	—	5,877,460
発行投資証券口数	703,791	440,217
買戻し投資証券口数	(22,515)	(830,169)
期末発行済投資証券口数	681,276	5,487,508
クラスE無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	6,480,718	10,129,239
発行投資証券口数	2,655,844	4,406,728
買戻し投資証券口数	(3,375,503)	(5,915,363)
期末発行済投資証券口数	5,761,059	8,620,604
クラスEユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	738,335	1,863,798
発行投資証券口数	365,244	1,296,052
買戻し投資証券口数	(321,235)	(1,300,926)
期末発行済投資証券口数	782,344	1,858,924
クラスIユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	—	2,202,619
発行投資証券口数	—	—
買戻し投資証券口数	—	—
期末発行済投資証券口数	—	2,202,619
クラスJ無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	—	55,650
発行投資証券口数	—	21,327
買戻し投資証券口数	—	(6,995)
期末発行済投資証券口数	—	69,982
クラスQ無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	184,821	5,816
発行投資証券口数	4,552	—
買戻し投資証券口数	(29,000)	—
期末発行済投資証券口数	160,373	5,816
クラスX無分配型投資証券		
期首発行済投資証券口数	16,096,674	3,287,108
発行投資証券口数	1,609,692	1,267,172
買戻し投資証券口数	(4,065,114)	(999,890)
期末発行済投資証券口数	13,641,252	3,554,390

注記は、当財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・グローバル・ファンズ
ワールド・エネルギー・ファンド
投資明細表(無監査)
2009年2月28日現在

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券			
保有数	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
普通株式			
	ブラジル		
29,800	OGX Petroleo e Gas Participacoes	6,962,639	0.33
2,579,000	Petroleo Brasileiro ADR	56,428,520	2.68
		63,391,159	3.01
	カナダ		
1,927,116	Addax Petroleum	35,691,872	1.69
7,232,000	Bayou Bend Petroleum	1,083,404	0.05
700,000	Enbridge	20,978,497	1.00
1,436,894	Niko Resources	52,567,965	2.49
1,478,600	Suncor Energy	29,320,214	1.39
2,956,774	Uex	1,818,407	0.09
9,376,450	Ur-Energy	4,879,337	0.23
1,006,650	Verenex Energy	7,587,782	0.36
		153,927,478	7.30
	フランス		
2,078,300	Total	96,794,910	4.59
	インド		
13,245,952	Cairn India	43,268,206	2.05
	インドネシア		
49,500,000	Bumi Resources	3,181,552	0.15
	イタリア		
4,500,000	ENI	89,545,116	4.25
	オランダ領アンティル		
1,366,100	Schlumberger	51,952,783	2.46
	ノルウェー		
1,716,738	StatoilHydro	28,561,175	1.35
	ロシア連邦		
818,400	Gazprom OAO ADR	10,475,520	0.50

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有数	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
南アフリカ			
418,800	Sasol	10,535,609	0.50
スイス			
411,120	Transocean	23,984,741	1.14
英国			
6,068,000	BG Group	85,537,806	4.06
27,156,324	BP	171,677,582	8.14
1,111,367	Cairn Energy	30,340,416	1.44
430,000	Dana Petroleum	6,043,227	0.29
5,880,000	Royal Dutch Shell 'B'	123,018,785	5.83
11,967,583	Sibir Energy	15,267,106	0.72
		431,884,922	20.48
米国			
1,347,009	Anadarko Petroleum	46,067,708	2.18
477,000	Apache	27,809,100	1.32
500,000	Cameron International	9,505,000	0.45
2,999,100	Chevron	183,095,055	8.68
2,020,000	ConocoPhillips	75,245,000	3.57
640,000	Consol Energy	17,190,400	0.82
3,400,772	Denbury Resources	41,625,449	1.97
450,000	Devon Energy	19,714,500	0.93
512,000	EOG Resources	25,262,080	1.20
2,900,500	Exxon Mobil	201,004,650	9.53
901,700	Halliburton	14,643,608	0.69
711,000	Hess	36,865,350	1.75
917,100	Marathon Oil	21,240,036	1.01
633,012	National Oilwell Varco	16,350,700	0.78
1,019,000	Range Resources	35,379,680	1.68
914,400	Southwestern Energy	26,087,832	1.24
636,596	Valero Energy	12,216,277	0.58
970,000	Xto Energy	29,623,800	1.41
		838,926,225	39.79
ポートフォリオ合計		1,846,429,396	87.57
その他の純資産		262,119,474	12.43
純資産合計(米ドル)		2,108,548,870	100.00

未決済の先物外国為替予約取引

2009年2月28日現在

			未実現利益／（損失）	
買建	売建	受渡日	未実現利益／（損失）	米ドル相当額
ユーロ建ヘッジを使用した投資証券クラス			ユーロ	
EUR45,119,017	US\$58,633,396	13/3/2009	(1,263,578)	(1,597,444)
US\$10,607,241	EUR8,312,602	13/3/2009	78,373	99,081
未実現損失純額			(1,185,205)	(1,498,363)
シンガポール・ドル建ヘッジを使用した投資証券クラス			シンガポール・ドル	
SGD132,869	US\$88,828	13/3/2009	(4,518)	(2,921)
US\$16,164	SGD24,585	13/3/2009	415	268
未実現損失純額			(4,103)	(2,653)
未実現損失純額合計				(1,501,016)

注：当該取引により生じた未実現損失純額は、純資産計算書に含まれている（注記2c参照）。

セクター別内訳

2009年2月28日現在

	純資産比率(%)
石油・ガス	80.90
石油・ガスサービス	4.38
パイプライン	1.00
石炭	0.97
鉱業	0.32
その他の純資産	12.43
	100.00

ブラックロック・グローバル・ファンズ

ワールド・マイニング・ファンド

投資明細表

2009年2月28日現在

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有数	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
ファンド			
	ジャージー島		
1,000,000	ETFS Physical Gold - ETF	94,910,000	2.02
300,000	ETFS Physical Platinum - ETF	31,216,500	0.66
ファンド合計		126,126,500	2.68
普通株式および優先株式			
	オーストラリア		
25,000,000	Alumina	19,266,218	0.41
10,500,000	Aquila Resources	15,377,799	0.33
11,000,000	Atlas Iron	8,617,835	0.18
6,500,000	Coal of Africa	3,408,967	0.07
2,000,000	Energy Resources of Australia	23,535,164	0.50
4,500,000	Iluka Resources	12,375,147	0.27
12,950,367	Newcrest Mining	256,585,963	5.46
110,000,000	Oxiana	44,320,295	0.94
		383,487,388	8.16
	ベルギー		
3,500,000	Nyrstar	10,690,294	0.23
	ブラジル		
11,000,000	Bradespar (Pref)	98,543,717	2.10
43,500,000	Cia Vale do Rio Doce ADR	475,020,000	10.11
		573,563,717	12.21
	カナダ		
1,250,000	Barrick Gold	39,362,500	0.84
444,115	Cameco	6,197,937	0.13
19,165,800	Equinox Minerals	22,213,794	0.47
1,300,000	First Quantum Minerals	33,640,340	0.72
1,000,000	Goldcorp	29,322,745	0.62
1,423,900	Harry Winston Diamond	3,480,324	0.07
10,500,000	Kinross Gold	175,924,645	3.75
14,000,000	Teck Cominco 'B'	48,017,080	1.02
		358,159,365	7.62
	ケイマン諸島		
800,000	Vale Capital	23,250,000	0.49

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有数	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
中国			
15,000,000	China Shenhua Energy 'H'	29,786,217	0.63
フィンランド			
9,769,128	Talvivaara Mining	25,167,378	0.54
フランス			
770,000	Eramet	111,742,772	2.38
インドネシア			
115,000,000	Bumi Resources	7,391,485	0.16
ジャージー島			
3,229,170	Noventa	709,464	0.02
カザフスタン			
13,500,000	Eurasian Natural Resources	62,238,458	1.32
メキシコ			
2,000,000	Industrias Penoles SAB de CV	18,452,577	0.39
パプアニューギニア			
32,500,000	Lihir Gold	68,590,932	1.46
ペルー			
12,400,000	Cia de Minas Buenaventura ADR	236,220,000	5.03
5,000,000	Minsur	5,690,717	0.12
2,250,302	Sociedad Minera Cerro Verde	22,930,577	0.49
		264,841,294	5.64
南アフリカ			
10,000,000	African Rainbow Minerals	110,606,911	2.35
2,850,000	Anglo Platinum	110,354,384	2.35
2,500,000	AngloGold Ashanti ADR	74,050,000	1.58
3,025,760	Gold Fields	31,417,447	0.67
500,000	Gold Fields ADR	5,145,000	0.11
6,000,000	Harmony Gold Mining	73,672,581	1.57
6,000,000	Harmony Gold Mining ADR	73,380,000	1.56
21,500,000	Impala Platinum Holdings	254,433,528	5.41
5,000,000	Kumba Iron Ore	79,758,983	1.70
2,800,000	Namakwa Diamonds	865,211	0.02
		813,684,045	17.32

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有数	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
英国			
8,000,000	Anglo American	111,638,362	2.38
9,052,640	Antofagasta	55,272,395	1.18
6,000,000	Aquarius Platinum	14,543,037	0.31
27,489,300	Aricom	10,988,048	0.23
28,000,000	BHP Billiton	433,796,398	9.23
4,000,000	Ferrexpo	3,260,135	0.07
4,150,000	Gem Diamonds	9,911,873	0.21
7,500,000	Rio Tinto†	189,335,884	4.03
12,500,000	Xstrata	119,685,934	2.55
		948,432,066	20.19
米国			
9,000,000	Alcoa	55,890,000	1.19
1,750,000	Freeport-McMoRan Copper & Gold	52,850,000	1.13
2,700,000	Freeport-McMoRan Copper & Gold	145,800,000	3.10
1,500,000	Newmont Mining	63,480,000	1.35
3,000,000	Peabody Energy	69,510,000	1.48
7,000,000	Southern Copper	94,150,000	2.00
		481,680,000	10.25
普通株式および優先株式合計		4,181,867,452	89.01
債券			
米国			
US\$4,839,000	Newmont Mining 3% 15/2/2012	5,631,386	0.12
債券合計		5,631,386	0.12
公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で 取引される譲渡可能有価証券合計		4,313,625,338	91.81
非上場有価証券			
ブラジル			
BRL6,750	Cia Vale do Rio Doce 0% (Perpetual)	—	0.00
非上場有価証券合計		—	0.00
ポートフォリオ合計		4,313,625,338	91.81
その他の純資産		384,769,363	8.19
純資産合計(米ドル)		4,698,394,701	100.00

(†) 担保有価証券。詳細は注記12を参照。

未決済の先物外国為替予約取引

2009年2月28日現在

買建	売建	受渡日	未実現利益／（損失） 米ドル	米ドル相当額
コアファンド			米ドル	
CAD7,660,984	US\$6,086,667	5/3/2009	(46,305)	(46,305)
未実現損失純額			(46,305)	(46,305)
ユーロ建ヘッジを使用した投資証券クラス			ユーロ	
US\$15,549,688	EUR12,168,838	13/3/2009	131,913	166,768
EUR64,143,714	US\$83,425,025	13/3/2009	(1,850,572)	(2,339,535)
未実現損失純額			(1,718,659)	(2,172,767)
シンガポール・ドル建ヘッジを使用した投資証券クラス			シンガポール・ドル	
SGD6,518,616	US\$4,358,542	13/3/2009	(222,624)	(143,954)
US\$779,523	SGD1,185,589	13/3/2009	20,078	12,983
未実現損失純額			(202,546)	(130,971)
未実現損失純額合計				(2,350,043)

注：当該取引により生じた未実現損失純額は、純資産計算書に含まれている（注記2 c参照）。

売建コール・オプション

2009年2月28日現在

コール対象契約数	発行者	未実現利益 (米ドル)	時価 (米ドル)
(1,000,000)	OTC Rio Tintoオプション/エクイティ 行使価格11.50米ドル 満期日21/3/2009	276,600	(808,400)
(2,000,000)	Rio Tintoコール・オプション/エクイティ 行使価格13米ドル 満期日20/3/2009	1,351,000	(649,000)
(1,000)	Rio Tintoコール・オプション 行使価格21英ポンド 満期日20/3/2009	1,387,176	(435,866)
売建コール・オプション合計		3,014,776	(1,893,266)

注：売建コール・オプションは純資産計算書に含まれている(注記2 c参照)。

セクター別内訳

2009年2月28日現在

	純資産比率(%)
各種金属・鉱業	47.43
金	18.47
貴金属・鉱物	13.79
石炭・消耗燃料	3.23
投資ファンド	2.68
マルチセクターの持株会社	2.10
鉄鋼	2.02
アルミニウム	1.60
各種金融サービス	0.49
その他の純資産	8.19
	100.00

注記は、当財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記(無監査)

1. 組織

ブラックロック・グローバル・ファンズ(以下「当社」という。)は、オープン・エンド型の投資法人(変動資本を有する会社型投資信託またはS I C A V)であり、2002年12月20日付ルクセンブルグ法第1部(以下「2002年法」という。)に基づき設立された。

2009年2月28日現在、当社は59のファンドの投資証券の募集を行っている。各ファンドは、それぞれ個別の資産プールであり、それぞれ個別の投資証券により表象され、各投資証券クラスに以下のとおり分類されている。

投資証券クラス

2009年2月28日現在、当社は以下の投資証券の募集を行っている。

クラスA

クラスA 毎日分配型投資証券
クラスA ユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券
クラスA 毎月分配型投資証券
クラスA ユーロ建ヘッジを使用した毎月分配型投資証券
クラスA 毎四半期分配型投資証券
クラスA ユーロ建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券
クラスA 英ポンド建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券
クラスA シンガポール・ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券
クラスA 米ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券
クラスA 無分配型投資証券
クラスA ユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券
クラスA スイス・フラン建ヘッジを使用した無分配型投資証券
クラスA 英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券
クラスA シンガポール・ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券
クラスA 米ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券
クラスA 英国販売会社ステータス投資証券
クラスA ユーロ建ヘッジを使用した英国販売会社ステータス投資証券
クラスA 英ポンド建ヘッジを使用した英国販売会社ステータス投資証券
クラスA 香港ドル建ヘッジを使用しない無分配型投資証券

クラスB

クラスB 毎日分配型投資証券
クラスB ユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券
クラスB 毎四半期分配型投資証券
クラスB ユーロ建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券
クラスB 英ポンド建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券
クラスB 米ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券
クラスB 無分配型投資証券
クラスB ユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券
クラスB 英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券
クラスB シンガポール・ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券
クラスB 米ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券
クラスB 香港ドル建ヘッジを使用しない無分配型投資証券

クラスC

クラスC毎日分配型投資証券

クラスCユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券

クラスC毎月分配型投資証券

クラスCユーロ建ヘッジを使用した毎月分配型投資証券

クラスC毎四半期分配型投資証券

クラスCユーロ建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスC英ポンド建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスC米ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスC無分配型投資証券

クラスCユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスC英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスCシンガポール・ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスC米ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスC香港ドル建ヘッジを使用しない無分配型投資証券

クラスD

クラスD無分配型投資証券

クラスDユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスD英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスE

クラスEユーロ建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスE無分配型投資証券

クラスEユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスE英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスI

クラスI無分配型投資証券*

クラスIユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券*

クラスJ

クラスJ毎月分配型投資証券*

クラスJ無分配型投資証券*

クラスQ

クラスQ毎日分配型投資証券**

クラスQユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券**

クラスQ無分配型投資証券**

クラスQユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券**

クラスQ英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券**

クラスX

クラスX無分配型投資証券*

クラスXユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券*

クラスXスイス・フラン建ヘッジを使用した無分配型投資証券*

クラスX分配型投資証券*

* 機関投資家が購入可能

** ブラックロック・グループ内の企業が出資するその他のファンドの投資証券を過去に保有していた投資家が購入可能な特例投資証券クラス。当社では、当該証券はすでに募集されていない。

各投資証券クラスは当社に対して同等の権利を有しているが、特徴および費用発生等の仕組みはそれぞれ異なり、これについては当社の目論見書において詳述されている。

インディア・ファンド

ブラックロック・グローバル・ファンズは、その投資目標および投資方針に準拠して、当社の完全子会社であるブラックロック・インディア・エクイティーズ・ファンド（モーリシャス）リミテッド（以下「同子会社」という。）のみを通じて実質的にすべての純資産をインドに投資している。

同子会社のすべての資産および負債、収益および費用は当社の純資産計算書および損益計算書において連結されている。同子会社が保有するすべての投資は、当社の財務書類において開示されている。

同子会社は、有限責任のオープンエンド型の投資法人として、モーリシャスの法律に基づき2004年9月1日に設立された。現在、同子会社は、インド／モーリシャスの二重課税防止条約の税額控除による恩恵を受けている。これは将来において変更されない保証はない。

ファンドの統合

2009年1月23日より、コンサバティブ・アロケーション・ファンド（米ドル建）およびコンサバティブ・アロケーション・ファンド（ユーロ建）は、グローバル・アロケーション・ファンドに統合された。

清算

2009年1月26日付で、ダイナミック・リザーブ・ファンドは清算された。

投資証券クラスの設定

以下に開示する日付は設定日であるが、当該クラスはその後終了した可能性もある。

発効日	種類	ファンド
2008年12月22日	クラスD無分配型投資証券	コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド
2009年1月19日	クラスA毎日分配型投資証券	エマージング・ヨーロッパ・ファンド、ヨーロピアン・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド、ラテン・アメリカン・ファンド、ニュー・エネルギー・ファンド、USフレキシブル・エクイティ・ファンド、ワールド・エネルギー・ファンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・マイニング・ファンド
2009年2月2日	クラスAユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券	USフレキシブル・エクイティ・ファンド
2009年2月27日	クラスX無分配型投資証券	ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド
2009年2月27日	クラスXユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド

投資証券クラスの終了

発効日	種類	ファンド
2009年2月16日	クラスQ無分配型投資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2009年2月16日	クラスJ無分配型投資証券	フィックスド・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド
2009年2月16日	クラスEユーロ建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券	グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド
2009年2月16日	クラスE毎四半期分配型投資証券	グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド
2009年2月16日	クラスD英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券	リザーブ・ファンド
2009年2月16日	クラスQ英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券	リザーブ・ファンド

2. 重要な会計方針の要約

当財務書類は、ルクセンブルグの投資法人のためにルクセンブルグの関係当局が規定した様式および規則に準拠して作成され、また、以下の重要な会計方針を含んでいる。

(a) 投資およびその他の資産の評価

当社の投資およびその他の資産は以下のとおり評価されている。

- 各ファンドのポートフォリオを構成している上場有価証券の時価は、当該有価証券または資産が取引されているもしくは取引が許可されている取引所の終了時における直近の公表価格により決定される。2009年2月27日の価格決定時刻より後に終了する市場において取引された上場有価証券については、当該時刻現在またはその他の時刻における直近の公表価格が使用される。このような上場有価証券が複数の証券取引所または規制された市場において取引もしくは売買される場合、前述の目的のため取締役会は自己の判断により、当該複数の証券取引所または規制された市場のうちの1つを選択することができる。
- しかしながら、取締役会は、投資運用会社の助言を受けて、当社が保有する投資で、市場の低流動性または資本の本国送金に関する制限のために時価が公正価値を表していない投資を特定している。この認識において、取締役会は、投資運用会社の助言により、見積実現可能価額を反映するために時価に対する割引を行っている。当該投資の評価および割引については、取締役会が定期的にレビューを行っている。
- 有価証券貸付：有価証券は貸付代理店であるブラックロック・インベストメント・マネジメントLLCの指示により第三者ブローカーに受渡しされるが、その資産は当ファンドのポートフォリオの一部として引き続き評価される。
- 非上場有価証券(公認証券取引所または規制された市場で取引もしくは許可されていない有価証券)の評価については、また、取引もしくは許可されているが直近の公表価格が実際の価額を反映しているとは考えられない有価証券の場合は、取締役会が、慎重かつ誠実に、予想処分価格または取得価格に基づいて当該有価証券の評価を行う。
- 流動性のある資産および短期金融資産は、名目価額に発生利息を加えた金額か、償却原価に基づいて評価される。
- 現金、短期金融市場預金、要求払手形およびその他の債務は、名目金額が入手可能と考えられる場合には名目金額で評価される。
- 主として未収利息および未収配当金、投資売却未収入金、引受ファンド投資証券未収入金、リストラクチャリング費用を含む資産は、名目価額で評価される。
- 主として未払収益分配金、投資購入未払金、未払ファンド投資証券償還金を含む負債は、名目価額で評価される。

(b) 投資からの収益

当社は以下の方法で投資からの収益を認識している。

- ・ 利息収益は日次ベースで発生する。これにはプレミアムの償却および割引の増価が含まれる。
- ・ 銀行利息および短期金融市場預金収益は発生ベースで認識する。
- ・ 受取配当金は配当落ち日に計上する。
- ・ 有価証券貸付収益は月次ベースで発生する。

(c) 金融商品

当期間において、当社は多数の先物外国為替予約および先物契約を締結している。未決済の先物外国為替予約および先物契約は、期末日に当該予約を決済した場合の金額で評価される。この結果生じる超過額／不足額および決済済未清算の契約は未実現利益／損失に計上され、純資産計算書の資産または負債に適宜含められる。

当社はカバード・コール・オプションおよびブット・オプションを売建て、コール・オプションおよびブット・オプションを買建てることができる。当社がオプションを売建ておよび買建てる場合には、当社が受け取るまたは支払うプレミアムと同等の金額が負債または資産として反映される。売建オプションに係る負債および買建オプションに係る資産は、その後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。この方法は売建オプションの見積予想価額を最も良く反映するため、取締役会は、売建オプションを最終取引価格ではなく仲値に基づき評価することに合意している。有価証券がオプション行使によって売却される場合、受取(支払)プレミアムが売却有価証券の基準額から控除(に加算)される。オプションが失効する場合(または当社が決済取引を行った場合)、当社はオプションに係る損益を、受取または支払プレミアムの分だけ(もしくは決済取引のコストが受取または支払プレミアムを超過する分だけ)実現させる。

当社は1つの商品から発生する利益を他の投資より発生する利益と交換するために、スワップ契約を締結している。クレジット・デフォルト・スワップの場合、一連のプレミアムがプロテクションの売り手に支払われ、その見返りとして信用事象(契約において事前に定義される)が生じた際の偶発的支払を受け取る。スワップは、可能な場合、第三者の価格決定機関から入手され、かつ、実際の値付け業者に対して照合された日々の価格に基づき時価評価される。このような相場が入手できない場合、スワップは、値付け業者による日々の相場に基づき価格が決定される。いずれの場合も、相場の変動は損益および純資産変動計算書に未実現損益として計上される。スワップの満期または終了時における実現損益は、損益および純資産変動計算書に計上される。

有価証券買戻し(または売戻し)取引は、原証券によって保証された貸付(または借入れ)取引として処理される。当該取引では、譲渡人が他者(譲受人)に有価証券の所有権を譲渡し、合意された価格および日付で、譲渡人は有価証券の取消不能買戻しを引き受け、譲受人は当該有価証券の取消不能売戻しを引き受ける。有価証券買戻し契約は、契約時の通貨で表示されている購入価格で評価される。2009年2月28日現在、未決済の有価証券買戻し(または売戻し)はない。

(d) 外貨換算

各ファンドのファンド通貨以外の通貨建の投資の取得原価は、購入時の為替レートで換算されている。各ファンドのファンド通貨以外の通貨建の投資およびその他の資産の時価は、2009年2月27日のルクセンブルグ時間の各ファンドの評価時点における為替レートで換算されている。

(e) 合計連結数値

当社の連結数値は米ドルで表示されており、各ファンドの財務書類の合計を含んでいる。純資産計算書の為替レートは、2009年2月27日のルクセンブルグ時間の各ファンドの評価時点における以下のレートである。

	ユーロ	英ポンド	円	スイス・フラン
米ドル	0.791	0.7055	97.848	1.169

損益および純資産変動計算書の為替レートは、以下の期中平均レートが使用されている。

	ユーロ	英ポンド	円	スイス・フラン
米ドル	0.751	0.6428	96.204	1.1446

コンサバティブ・アロケーション・ファンド（ユーロ建）に使用された米ドル／ユーロの平均為替レート(0.7446)は2008年9月1日から2009年1月23日(ファンドの統合日)までの期間で算定された。

これらの数値は情報提供の目的のみで表示されている。

(f) 為替レート

以下の為替レートは、2009年2月27日現在、ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資およびその他の資産ならびにその他の負債の換算に使用された。

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	円	スイス・フラン
UAEディルハム	0.1919	0.2723	0.2150	26.4849	0.3193
アルゼンチン・アウストラル	0.1981	0.2811	0.2219	27.3399	0.3296
アルゼンチン・ペソ	0.1981	0.2811	0.2219	27.3399	0.3296
豪ドル	0.4512	0.6401	0.5054	62.2657	0.7507
ブラジル・レアル	0.2996	0.4251	0.3357	41.3541	0.4986
カナダ・ドル	0.5602	0.7948	0.6275	77.3159	0.9322
スイス・フラン	0.6010	0.8526	0.6732	82.9405	1.0000
チリ・ペソ	0.0012	0.0017	0.0013	0.1630	0.0020
中国人民元	0.1031	0.1462	0.1154	14.2219	0.1715
コロンビア・ペソ	0.0003	0.0004	0.0003	0.0381	0.0005
チェコスロバキア・コルナ	0.0319	0.0453	0.0357	4.4019	0.0531
チェコ・コルナ	0.0319	0.0453	0.0357	4.4019	0.0531
デンマーク・クローネ	0.1198	0.1700	0.1342	16.5356	0.1994
エジプト・ポンド	0.1259	0.1786	0.1410	17.3705	0.2094
ユーロ	0.8927	1.2666	1.0000	123.2057	1.4855
英ポンド	1.0000	1.4188	1.1202	138.0089	1.6640
香港ドル	0.0909	0.1290	0.1018	12.5455	0.1513
ハンガリー・フォリント	0.0030	0.0043	0.0034	0.4156	0.0050
インドネシア・ルピア	0.0001	0.0001	0.0001	0.0081	0.0001
イスラエル・新シェケル	0.1693	0.2402	0.1896	23.3640	0.2817
インド・ルピー	0.0139	0.0197	0.0155	1.9145	0.0231
アイスランド・クローナ	0.0062	0.0088	0.0070	0.8599	0.0104
ヨルダン・ディナール	0.9940	1.4103	1.1135	137.1858	1.6540
日本円	0.0072	0.0103	0.0081	1.0000	0.0121
韓国ウォン	0.0005	0.0007	0.0005	0.0634	0.0008
クウェート・ディナール	2.4027	3.4088	2.6914	331.5927	3.9980
モロッコ・ディルハム	0.0808	0.1146	0.0905	11.1490	0.1344
メキシコ・ペソ	0.0470	0.0667	0.0526	6.4853	0.0782
マレーシア・リンギット	0.1902	0.2699	0.2131	26.2514	0.3165
ノルウェー・クローネ	0.1011	0.1435	0.1133	13.9554	0.1683
ニュージーランド・ドル	0.3547	0.5032	0.3973	48.9532	0.5902
ペルー・新ソル	0.2177	0.3089	0.2439	30.0509	0.3623
フィリピン・ペソ	0.0144	0.0205	0.0162	1.9937	0.0240
パキスタン・ルピー	0.0088	0.0125	0.0099	1.2177	0.0147
ポーランド・ズウォティ	0.1918	0.2722	0.2149	26.4737	0.3192
カタール・リアル	0.1936	0.2746	0.2168	26.7146	0.3221
ロシア・ルーブル	0.0197	0.0279	0.0221	2.7181	0.0328
サウジアラビア・リアル	0.1879	0.2666	0.2105	25.9369	0.3127
スウェーデン・クローナ	0.0781	0.1108	0.0875	10.7771	0.1299
シンガポール・ドル	0.4562	0.6472	0.5110	62.9545	0.7590
スロバキア・コルナ	0.0296	0.0420	0.0332	4.0898	0.0493
タイ・バーツ	0.0195	0.0277	0.0218	2.6912	0.0324
新トルコ・リラ	0.4165	0.5909	0.4666	57.4822	0.6931
新台湾ドル	0.0202	0.0286	0.0226	2.7847	0.0336
米ドル	0.7048	1.0000	0.7895	97.2750	1.1728
南アフリカ・ランド	0.0710	0.1007	0.0795	9.7923	0.1181

3. 管理会社

ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーが当社の管理会社に任命されている。管理会社は、2002年12月20日付ルクセンブルグ法第13章に従って、ファンド管理会社としての権限を付与されている。

当社は、管理会社および投資運用会社と管理会社契約（以下「ファンド管理契約」という。）を締結している。当該契約に基づき、管理会社は当社の日々の運用管理を委託されており、当社の投資運用、管理およびファンドのマーケティングに関するすべての経営機能を、直接遂行するか、もしくは委任している。

管理会社は、当社との契約により、機能の一部を委任することを決定している（詳細は目論見書に記載されている）。

管理会社の取締役は、グラハム・バンピン（Graham Bamping）、フランク P.ル・ファール（Frank P. Le Feuvre）およびジェフリー・ラドクリフ（Geoffrey Radcliffe）である。

ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーはブラックロック・グループ内の完全所有子会社であり、金融監督庁の監督下にある。

4. 投資運用および販売報酬

当期間において、当社は投資運用会社および主要販売会社であるブラックロック（チャンネル諸島）リミテッドに投資運用および販売報酬を支払った。

投資運用会社は、目論見書の附表Eに記載されているとおり、当社から投資運用報酬を受け取る。投資運用報酬の水準は、投資家が購入するファンドに応じて0.40%から2.00%の間であり、一部のクラスD投資証券、クラスI投資証券およびクラスQ投資証券を除く各ファンド内のすべての投資証券クラスについて同様である。これらの報酬は、関連ファンドの純資産額に基づき日次で発生し、月次で支払われる。投資運用会社は、投資顧問の報酬を含む一定の費用および報酬を投資運用報酬から支払う。クラスJ投資証券およびクラスX投資証券は投資運用報酬を課さない。

投資運用会社は、最新の目論見書の附表Cの第21パラグラフに記載されているとおり、投資運用報酬の全部または一部を払い戻すことができる。当該払い戻しは、注記5に記載の通り、管理報酬補助金に含まれている。

主要販売会社は、目論見書の附表Eに記載されているとおり、年間販売報酬を受け取る。これらの報酬は、関連ファンドの純資産額（適切な場合には、附表Bの第16(c)パラグラフに記載されているとおり、関連ファンドの純資産額の調整を反映する。）に基づき日次で発生し、月次で支払われる。

2009年2月28日現在支払期日が到来している投資運用報酬および販売報酬は、その他の負債として純資産計算書に含まれている。

5. 管理報酬

当社は年率0.25%を上限として管理報酬を支払っている。この報酬は、0.25%を上限として取締役会と管理会社間で合意された率で発生し、両者の裁量により通知することなく適宜修正される。

課される年率は以下のとおりである。

投資証券クラス	株式ファンド	債券ファンド	バランス型／複合資産	
			ファンド	現金／短期ファンド
A, B, C, D, E, Q	0.25%	0.15%	0.20%	0.10%
I, J, X	0.02%	0.02%	0.02%	0.02%

クラスI、JおよびクラスX投資証券に対する投資は、2002年12月20日付法律第129条の意義の範囲内で機関投資家に制限される。

管理報酬は、関連するクラスの純資産額に基づき日次で発生し、月次で支払われる。この報酬は、従来ファンド計理報酬、名義書換事務代行報酬およびその他の費用（すなわち、税金、法律、監査その他の専門家報酬ならびに取締役報酬、投資家サービス・センターおよび国際管理サービス報酬などの現在ブラックロックが当社に課しているすべての報酬および払戻費用）と呼ばれていた報酬に関連して現在当社に課されている第三者のすべての固定および変動費用に置き換わるものである。

ブラックロック・グループの代表者でない取締役は、会計年度に実施した職務の対価として、報酬30,000ユーロ（税金控除後）を受け取る。

管理報酬は、租税効率を理由として保管報酬を除いている。特定の管轄地に適用される税金も管理報酬から除かれている（注記7を参照）。

当期間において、以下のファンドが管理報酬補助金の支払対象になった。

エマージング・ヨーロッパ・ファンド	ストラテジック・アロケーション・ファンド（米ドル建）
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	ユナイテッド・キングダム・ファンド
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	USダラー・コア・ボンド・ファンド
ヨーロッパ・オポチュニティーズ・ファンド	USダラー・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	USガバメント・モーゲージ・ファンド
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	ワールド・ファイナンシャルズ・ファンド
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド
ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド	ワールド・インカム・ファンド
ストラテジック・アロケーション・ファンド（ユーロ建）	

管理報酬補助金は、損益および純資産変動計算書に独立して開示されている。

2009年2月28日現在支払期日が到来している管理報酬は、その他の負債として純資産計算書に含まれている。

6. 保管および預託報酬

当期間における当社の保管銀行は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・インターナショナル・リミテッド、ルクセンブルグ支店である。保管銀行は有価証券の時価に基づき年間報酬を受け取る。当該報酬は日次で発生し、取引報酬が加算される。年間報酬は年率0.011%から0.608%の範囲であり、取引報酬は1取引当たり13米ドルから157米ドルの範囲である。これらの報酬の割合は投資する国によって異なり、資産クラスによって異なる場合もある。債券および先進国の株式市場に対する投資はこれらの範囲の下限に近くなるが、一方、新興または発展途上の市場においては上限に近くなるものもある。したがって、各ファンドの保管費用は常に資産配分に左右される。

2009年2月28日現在支払期日が到来している保管および預託報酬は、その他の負債として純資産計算書に含まれている。

7. 年次税

ルクセンブルグ

当社はルクセンブルグの法律に基づき投資法人として登録されている。したがって、当社は、ルクセンブルグにおいて所得税もキャピタル・ゲイン税も現在のところ課されていない。しかし、各ファンドの各四半期末の純資産額の年率0.05%（リザーブ・ファンドならびにすべてのクラスI、クラスJおよびクラスX投資証券の場合には0.01%）で計算された年次税を支払うことが要求されている。

英国

販売会社ステータス

取締役会は、各会計期間について、英国における英国販売会社ステータス英ポンド建クラスA投資証券を、英国の税務目的上、分配型投資証券クラスとして認定するよう申請する方針である。しかし、このような認定を得られる保証はない。

8. 投資顧問

ブラックロック（チャンネル諸島）リミテッドは、以下のとおり投資顧問および投資運用を委任している。ブラックロック（チャンネル諸島）リミテッドは、目論見書に記載されているように、一部の投資運用および投資顧問を、投資顧問会社であるブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インターナショナル・リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメントLLC、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、ブラックロック・ジャパン株式会社およびブラックロック（香港）リミテッドに委任している。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクは以下のファンドに対して投資顧問サービスを提供している。

アジアン・タイガー・ボンド・ファンド

ダイナミック・リザーブ・ファンド(清算日である2009年1月26日まで)

エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

フィックスド・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

リザーブ・ファンド

USドル・コア・ボンド・ファンド

USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

USガバメント・モーゲージ・ファンド

ワールド・インカム・ファンド

ブラックロック・インベストメント・マネジメントLLCは以下のファンドに対して投資顧問サービスを提供している。

ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド

グローバル・アロケーション・ファンド

グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド

グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド

グローバル・スモールキャップ・ファンド

ラテン・アメリカン・ファンド

USベシック・バリュエーション・ファンド

USフレキシブル・エクイティ・ファンド

USフォーカスト・バリュエーション・ファンド

USグロース・ファンド

USスモールキャップ・バリュエーション・ファンド

ワールド・ファイナンシャルズ・ファンド

ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド

ブラックロック・インベストメント・マネジメントLLCおよびブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドはエマージング・マーケット・ファンドに対して投資顧問サービスを提供している。

ブラックロック・インターナショナル・リミテッドは以下のファンドに対して投資顧問サービスを提供している。

グローバル・オポチュニティーズ・ファンド

USオポチュニティーズ・ファンド

以下のファンドの場合、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドは、ブラックロック・ジャパン株式会社に対して一部の機能を再委任している。

ジャパン・ファンド

ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド

ジャパン・バリュース・ファンド

以下のファンドについて、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクは、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、ブラックロック・インターナショナル・リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）・リミテッドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に対して一部の機能を再委任している。

グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド

ワールド・ボンド・ファンド

以下のファンドの場合、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドは、ブラックロック（香港）リミテッドに対して一部の機能を再委任している。

チャイナ・ファンド

インドニア・ファンド

アジア・ドラゴン・ファンド

以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドは、ブラックロック（香港）リミテッドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に対して一部の機能を再委任している。

パシフィック・エクイティ・ファンド

残りのファンドについては、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドが投資顧問会社である。

9. 関連当事者との取引

管理会社、投資運用会社および投資顧問会社の最終的な持株会社は、ブラックロック・インク（米国デラウェア州で設立された会社）である。ザ・バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション（メリルリンチ・アンド・カンパニー・インク・グループ内の会社を含む。）およびPNCバンク・エヌ・エーは、ブラックロック・インクの主要株主である。当社のために有価証券の取引を手配する際、バンク・オブ・アメリカ・グループまたはPNCグループが有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービスおよびその他のサービスを提供したり、もしくは通常の条件により本人として行動する可能性があり、これにより利益を得る可能性がある。ブローカーおよびエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカーまたはエージェントが提供する大口取引による割引、その他の手数料の割引または現金による手数料の割戻しの利益は当社に還元されている。バンク・オブ・アメリカ・グループまたはPNCグループのグループ会社のサービスは、その利用が適切であると判断される場合に、手数料およびその他の取引条件が関係する市場で用いられる系列外のブローカーおよびエージェントとのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終的な業績を得るための上記の方針に一致していることを条件に、投資顧問会社により利用可能である。

当期間中、通常の業務範囲外のあるいは通常の取引条件外取引は行われていない。当社がブラックロックの会社それぞれを通じて行った取引総額は9,114,261米ドルであり、当該取引価額が当期間の全体の取引価額に占める割合は0.01%である。当該取引に関連して支払われたブローカー手数料の総額は22,775米ドルであり、支払った手数料の平均料率は0.25%である。

当期間中に、取締役によるファンドの投資証券の購入はなかった。

10. 手数料の利用

1社以上の投資顧問会社(以下「顧問会社」という。)は、現地の法律または規則により認められている場合に、手数料分配契約または同等の契約を締結することができる。当該契約は、顧問会社が、これらの契約を通して得られる調査または執行サービスが、顧問会社の投資意思決定能力または取引執行力を高め、その結果より高い投資収益が見込まれると考える場合に限り締結される。顧問会社は主要な世界的ブローカーと当該契約を締結する。ブローカーは、ブローカーが顧問会社に提供する調査および執行サービスの報酬を認識する際に、または顧問会社による取引の執行もしくは顧問会社への調査の提供を支援する第三者のサービスに対して代金を支払うために、顧問会社の取引により生じる手数料の一部を使用することに同意している。全ての取引は引き続き最良の執行条件に従う必要があり、契約は常に見直される。

11. 有価証券貸付

当社は、ブラックロック・インベストメント・マネジメントLLCと有価証券貸付契約を締結している。当該契約に基づき、当社は適切な担保を含む一定の条件のもと、第三者に対して有価証券ポートフォリオの一部を貸付けることができる。当該貸付は、貸付活動を専門とする公認清算機関または主要な金融機関の仲介を通じてのみ可能であり、これらの機関と合意した、担保を含む取引条件に基づいている。当該取引は30日を超えてはならない。貸付有価証券が関連するファンドの有価証券ポートフォリオの50%を超過する場合には、貸付契約を即時に終了できる条件でのみ貸付が可能となる。

当該契約に基づき、当社は現金担保を承認された有価証券に投資するよう指示することがあり、それにより投資収益が生じる。

有価証券貸付プログラムからの投資収益の詳細は、当該ファンドの損益および純資産変動計算書に記載されている。2009年2月28日現在、貸付有価証券の評価額合計は329,452,919米ドルであり、投資担保の時価は373,153,232米ドルである。

現金担保は25.22%がコーポレート・ボンド(格付けA-1または同等)、74.78%がコマーシャル・ペーパーおよび定期預金に再投資されている。この担保は保管銀行が保有しており、財務書類には反映されていない。

貸付有価証券は、関連するファンドのポートフォリオにおいて「※」で記されている。2009年2月28日現在、当該貸付有価証券のファンドレベルでの価額は以下の表のとおりである。

ファンド	貸付有価証券の価額
コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ファンド	2,182,437米ドル
エマージング・ヨーロッパ・ファンド	103,097,605米ドル
ユーロ・マーケット・ファンド	110,572,432米ドル
ヨーロッパ・ファンド	25,811,150米ドル
ヨーロッパ・グロース・ファンド	6,412,389米ドル
ヨーロッパ・オポチュニティーズ・ファンド	1,269,690米ドル
グローバル・アロケーション・ファンド	24,191,210米ドル
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	1,267,730米ドル
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	32,712,109米ドル
グローバル・スモールキャップ・ファンド	616,455米ドル
ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド	211,808米ドル
ラテン・アメリカン・ファンド	15,966,488米ドル
USベシック・バリュー・ファンド	3,656,016米ドル
ワールド・ファイナンシャルズ・ファンド	1,485,400米ドル

12. 担保有価証券または保証として提供された有価証券

売建コール・オプションの原証券で担保に供されているものは、ファンドのポートフォリオにおいて「†」で記されている。2009年2月28日現在、当該有価証券の価額は102,194,992米ドルである。

先物取引の保証として提供されている有価証券は、ファンドのポートフォリオにおいて「‡」で記されている。2009年2月28日現在、当該有価証券の価額は113,718,841米ドルである。

13. 分配金

取締役の現在の方針は、分配型ファンドによる収益および英国販売会社ステータス・クラスによる収益を除くすべての投資純利益を留保し再投資することである。分配型ファンドおよび英国販売会社ステータス・クラスに関しては、実質的にすべての期間投資収益（費用控除後）を分配する方針である。取締役会は、実現および未実現の両方のキャピタル・ゲインからの分配を分配金の範囲に含めるか、およびどの程度まで含めるかを決定することができる。

分配型投資証券を提供するファンドに関しては、ファンドの種類別に分配金の支払頻度が決定される。通常、分配金は以下のように支払われる。

- ・ ボンド分配型ファンドに関しては月次(分配する収益が存在する場合)とする。
- ・ ヨーロピアン・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド、グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンドおよびフィックスド・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンドに関しては四半期毎(分配する収益が存在する場合)(取締役会が決定可能なその他のファンドについてはその都度)とする。
- ・ 取締役会の裁量により、エクイティ分配型ファンドに関しては年次。英国販売会社ステータス・エクイティ・ファンドは、分配する収益が存在する場合に年次で分配金が支払われる。

月次で分配金を支払うこれらの分配型投資証券は以下の投資証券にさらに分類される。

- ・ 分配金が日次で算定される投資証券は、毎日分配型投資証券である。
- ・ 分配金が月次で算定される投資証券は、毎月分配型投資証券である。

投資家は毎月分配型投資証券または毎日分配型投資証券のいずれかを保有するか選択することができるが、両者を保有することはできない。

分配金が四半期毎に支払われる投資証券は、毎四半期分配型投資証券である。

分配金が年次で支払われる投資証券は、毎年分配型投資証券である。

分配金の宣言および支払いならびに投資主が利用可能な再投資オプションについては、目論見書に記載されている。

14. 後発事象

2009年3月18日、取締役会は、グローバル・キャピタル・セキュリティーズ・アブソリュート・リターン・ファンドの投資主に対して、当社の同ファンド部分の運用終了を決定したことを書面で通知した。同ファンドは、2009年4月24日付で運用を終了する予定である。

2009年3月24日に取締役会の決議が可決された後、BGFの投資証券クラスに関するルクセンブルク証券取引所への上場方針は、各ファンドの累積投資型のクラスA基準通貨建投資証券のみを上場するよう修正される予定である。以前は、ファンドの全てのクラスA投資証券がルクセンブルク証券取引所に上場されていた。

２【ファンドの現況】

ブラックロック・ワールド資源株ファンド(平成21年12月末現在)

【純資産額計算書】

I 資産総額	20,249,942,728円
II 負債総額	62,648,922円
III 純資産総額(I － II)	20,187,293,806円
IV 発行済数量	33,585,825,621口
V 1 単位当たり純資産額(III／IV)	0.6011円

第5 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	30,775,358,455	4,087,743,683	26,687,614,772
第2期	9,193,443,953	9,313,589,471	26,567,469,254
第3期	7,832,327,975	7,387,132,838	27,012,664,391
第4期	3,051,028,491	4,442,401,225	25,621,291,657
第5期	16,229,041,076	5,613,419,890	36,236,912,843
第6期	6,935,317,989	5,516,746,310	37,655,484,522
第7期	12,153,023,673	6,772,955,177	43,035,553,018
第8期	1,602,323,659	4,196,309,317	40,441,567,360
第9期	794,942,032	6,541,272,083	34,695,237,309

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

① 資本金 485,000千円

② 発行する株式の総数 36,000株

③ 発行済株式の総数 9,238株

④ 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成16年4月1日付で、資本金を金414,000千円から475,000千円に増額しました。

平成20年7月1日付で、資本金を金475,000千円から485,000千円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<マネジメント委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、マネジメント委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

投資委員会

- ・ 投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

- ・ 各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・リスク・クオンツ分析部において、ファンドの運用分析およびリスク分析等を行います。さらにファンドの特性に応じて、分析結果について定期的にレビューを行い、ポートフォリオ・マネジャーへ助言を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成21年12月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	33本	183,839百万円
	単位型株式投資信託	1本	1,831百万円
私募投資信託		107本	1,463,775百万円
合計		141本	1,649,445百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第21期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第22期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第21期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第22期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
3. 当社の中間財務諸表は改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条、第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
中間財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第21期 (平成20年 3 月31日現在)	第22期 (平成21年 3 月31日現在)
資産の部			
流動資産			
預金	※ 2	7,739	7,523
立替金		-	0
前払費用		26	84
未収入金		501	680
未収委託者報酬		1,553	845
未収収益		3,403	3,055
差入保証金		-	332
未収還付消費税等		-	78
繰延税金資産		265	310
その他流動資産		33	0
流動資産計		13,523	12,912
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※ 1	109	89
器具備品	※ 1	362	316
建設仮勘定		-	256
有形固定資産計		471	662
無形固定資産			
のれん		585	311
その他の無形固定資産		2	2
無形固定資産計		588	314
投資その他の資産			
投資有価証券		0	0
長期前払費用		1	1
長期差入保証金		405	681
預託金		26	-
繰延税金資産		720	623
投資その他の資産計		1,153	1,306
固定資産計		2,213	2,284
資産合計		15,736	15,196

(単位：百万円)

	第21期 (平成20年 3 月31日現在)	第22期 (平成21年 3 月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	-	61
未払費用	2,778	1,476
未払法人税等	1,439	307
未払消費税	152	-
賞与引当金	1,175	715
その他流動負債	105	-
流動負債計	5,651	2,560
固定負債		
長期借入金	※ 2 3,300	3,300
退職給付引当金	117	287
固定負債計	3,417	3,587
負債合計	9,069	6,147
純資産の部		
株主資本		
資本金	475	485
資本剰余金		
資本準備金	366	366
資本剰余金合計	366	366
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,489	7,860
利益剰余金合計	5,825	8,197
株主資本合計	6,666	9,048
純資産合計	6,666	9,048
負債・純資産合計	15,736	15,196

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第21期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第22期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,243	5,066
運用受託報酬	-	8,233
投資顧問料	9,029	-
その他営業収益	2,220	3,498
営業収益計	19,493	16,798
営業費用		
支払手数料	1,902	2,005
広告宣伝費	36	104
調査費		
調査費	7	9
情報機器関連費	179	237
調査費計	187	246
委託計算費	146	152
営業雑費		
通信費	37	92
印刷費	28	34
諸会費	34	32
営業雑費計	100	159
営業費用計	2,374	2,668
一般管理費		
給料		
役員報酬	486	248
給料・手当	1,226	3,203
賞与	1,904	1,056
給料計	3,617	4,508
その他の人件費	-	5
退職給付費用負担金	179	399
法定福利費	202	307
福利厚生費	28	45
事務委託費	7,121	3,716
事務用品費	-	7
交際費	3	3
旅費交通費	129	126
採用費	123	100
租税公課	61	59
不動産賃借料	326	837
水道光熱費	14	77
固定資産減価償却費	35	226
のれん償却費	273	273
賃借料	2	7
消耗器具備品費	52	15
修繕維持費	16	23
不動産仲介手数料	-	60
教育研修費	32	61
諸経費	43	110
一般管理費計	12,263	10,974

(単位：百万円)

	第21期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第22期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業利益	4,855	3,155
営業外収益		
受取利息	-	1
為替差益	32	37
投信償還益	0	0
その他営業外収益	-	3
営業外収益計	32	42
営業外費用		
支払利息	※ 1 16	64
投信償還損	0	0
営業外費用計	16	64
経常利益	4,871	3,133
特別利益		
賞与引当金戻入益	-	129
前期損益修正益	-	647
特別利益計	-	776
特別損失		
固定資産除却損	-	7
原状回復費	-	43
特別退職金	-	80
前期損益修正損	-	45
特別損失計	-	177
税引前当期純利益	4,871	3,732
法人税、住民税及び事業税	2,628	1,601
法人税等調整額	△286	114
当期純利益	2,529	2,016

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第21期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第22期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	475	475
当期変動額		
新株の発行	-	10
当期変動額合計	-	10
当期末残高	475	485
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	366	366
当期末残高	366	366
資本剰余金合計		
前期末残高	366	366
当期末残高	366	366
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	336	336
当期末残高	336	336
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	0	-
当期変動額		
特別償却準備金取崩	0	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,959	5,489
当期変動額		
特別償却準備金取崩	0	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,371
当期末残高	5,489	7,860
利益剰余金合計		
前期末残高	3,296	5,825
当期変動額		
特別償却準備金取崩	-	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,371
当期末残高	5,825	8,197

(単位：百万円)

	第21期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第22期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	4,137	6,666
当期変動額		
新株の発行	-	10
特別償却準備金取崩	-	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,381
当期末残高	6,666	9,048
純資産合計		
前期末残高	4,137	6,666
当期変動額		
新株の発行	-	10
特別償却準備金取崩	-	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,381
当期末残高	6,666	9,048

(重要な会計方針)

期 別 項 目	第21期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他の有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。	その他の有価証券で時価のあるもの 同 左
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度 より、平成19年4月1日以降に取得し た有形固定資産について、改正後の法 人税法に基づく減価償却の方法に変 更しております。 これにより営業利益、経常利益及び 税引前当期純利益は、それぞれ2百万 円減少しております。 当事業年度の後半に固定資産管理シ ステムの導入を予定しており、導入に 際し法人税法の改正を反映させるこ ととしていたため、当中間期において 当事業年度に採用した会計処理を採 用しませんでした。これにより当中間 期の営業利益、経常利益及び税引前当 期純利益に与える影響は軽微であり ます。 - (2) 無形固定資産 のれんについては、定額法により償 却しております。	(1) 有形固定資産 同 左 - (追加情報) 平成21年6月に予定しております事 務所の移転に伴い、除却を予定してい る有形固定資産について、従来、耐用 年数を2年～15年としておりました が、除却を決定した平成20年8月よ り、残存耐用年数を平成20年8月から 平成21年6月までの11ヶ月に変更し ております。 これにより、当期の営業利益、経常利 益及び税引前当期利益はそれぞれ116 百万円減少しております。 (2) 無形固定資産 同 左

期 別 項 目	第21期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金の計上方法 ① 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当期末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。 ② 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 ③ その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。 (2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。	(1) 退職給付引当金の計上方法 ① 適格退職年金制度 同 左 ② 旧退職金制度 同 左 ③ その他の退職給付制度 同 左 (2) 賞与引当金の計上方法 同 左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっております。	同 左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

(会計方針の変更)

期 別 項 目	第21期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1. リース取引に関する会計基準等	-	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。
2. 表示方法の変更	-	前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から投資一任契約については「運用受託報酬」と表示しております。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第21期 (平成20年3月31日現在)	第22期 (平成21年3月31日現在)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 12百万円 器具備品 107百万円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 127百万円 器具備品 218百万円
※ 2 関係会社に対する資産および負債は次の通りであります。 預金 3,289百万円 長期借入金 3,300百万円	※ 2 関係会社に対する資産および負債は次の通りであります。 預金 3,224百万円 長期借入金 3,300百万円

(損益計算書関係)

第21期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
※ 1 関係会社に対する営業外費用は次の通りであります。 支払利息 16百万円	※ 1 関係会社に対する営業外費用は次の通りであります。 支払利息 64百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第21期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日				
第21期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	9,150	—	—	9,150
合計	9,150	—	—	9,150
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。				

第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日				
第22期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	9,150	88	—	9,238
合計	9,150	88	—	9,238
吸収合併に伴い、普通株式が88株増加いたしました。				
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第21期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
財務諸表等規則附則(平成19年8月15日内閣府令第65号)第9条第2項2号の規定に基づき、改正前の財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	財務諸表等規則第8条の6第1項により記載を省略しております。

(有価証券関係)

第21期 (平成20年3月31日現在)	第22期 (平成21年3月31日現在)
その他の有価証券で時価のあるもの 証券投資信託受益証券	その他の有価証券で時価のあるもの 証券投資信託受益証券
取得原価 0百万円	取得原価 0百万円
貸借対照表計上額 0百万円	貸借対照表計上額 0百万円
差額 0百万円	差額 0百万円

(デリバティブ取引関係)

第21期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
該当なし	該当なし

(退職給付関係)

第21期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日																
1. 採用している退職給付制度の概要 ① 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当期末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。 ② 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 ③ その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>117百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>117百万円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>179百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>179百万円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	退職給付債務	117百万円	退職給付引当金	117百万円	勤務費用等	179百万円	退職給付費用	179百万円	1. 採用している退職給付制度の概要 ① 適格退職年金制度 同左 ② 旧退職金制度 同左 ③ その他の退職給付制度 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>287百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>287百万円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>399百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>399百万円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左	退職給付債務	287百万円	退職給付引当金	287百万円	勤務費用等	399百万円	退職給付費用	399百万円
退職給付債務	117百万円																
退職給付引当金	117百万円																
勤務費用等	179百万円																
退職給付費用	179百万円																
退職給付債務	287百万円																
退職給付引当金	287百万円																
勤務費用等	399百万円																
退職給付費用	399百万円																

(税効果会計関係)

第21期 (平成20年3月31日現在)	第22期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因内訳 繰延税金資産 賞与引当金 590百万円 退職給付引当金損金算入限度超過額 47百万円 減価償却費損金算入限度超過額 209百万円 未払費用否認 27百万円 未払事業税 109百万円 資産調整勘定 158百万円 その他 11百万円 繰延税金資産合計 1,154百万円 繰延税金負債 のれん (169)百万円 その他 ー百万円 繰延税金負債合計 (169)百万円 繰延税金資産の純額 985百万円	1. 繰延税金資産の発生的主要原因内訳 繰延税金資産 賞与引当金 363百万円 退職給付引当金損金算入限度超過額 116百万円 減価償却費損金算入限度超過額 244百万円 未払費用否認 110百万円 未払事業税 28百万円 資産調整勘定 118百万円 その他 78百万円 繰延税金資産合計 1,060百万円 繰延税金負債 のれん (126)百万円 その他 ー百万円 繰延税金負債合計 (126)百万円 繰延税金資産の純額 933百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 7.76% その他 0.10% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 48.55%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 5.22% その他 0.67% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.58%
決算日後に税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)」が公布され、事業税の所得割の標準税率が引き下げられるとともに、新たに地方法人特別税が賦課されることになりました。この変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。	

(関連当事者情報)

第21期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

属性	会社等の 名称	住 所	資本金 または 出資金	事業の 内容 または 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	東京都渋谷区	百万円 3,150	信託業	なし	なし	投資顧問	助言 (注1)	百万円 271	-	-
								投資一任 (注3)	1,741	-	-
								事務委託 (注2)	428	-	-
								事業譲受 (注7)			
								譲受資産 合計	767	-	-
								譲受負債 合計	1,085	-	-
								譲受対価 のれん	201	-	-
									519	-	-
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社	東京都渋谷区	10	サービス業	なし	なし	事務委託	事務委託 (注2)	1,919	未払費用	▲637
親会社の子会社	Barclays Global Investors Limited	London, U.K.	875千ポンド	投資会社	(9.5%)	なし	投資顧問	投資一任 (注3)	655	未収収益	46
							投資顧問	投資一任 (注3)	618	未払費用	▲46
親会社の子会社	Barclays Global Investors N.A.	San Francisco, U.S.A.	1,500千ドル	銀行業 信託業	なし	役員3名	投資顧問	投資一任 (注3)	307	未収収益	20
							投資顧問	投資一任 (注3)	730	未払費用	▲53
							本部配賦 経費	本部配賦 経費 (注4)	4,461	未払費用	▲920
							その他 営業収益	その他 営業収益 (注5)	473	未収収益	266
親会社	Barclays Bank PLC	London U.k.	2,382百万ポンド	銀行業	間接 (100%)	なし	ローン 借入	借入金 (注6)	3,300	長期 借入金	▲3,300
							支払利息	支払利息 (注6)	16	未払利息	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)助言業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。

(注2)事務委託業務に関する事務委託費等の支払については、事務委託契約に提示された料率を基礎として決定しております。

(注3)投資一任業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。

(注4)本部配賦経費については、Barclays Global Investors N.A.にて負担したグローバル経費を当事者間で配賦割合を合意して決定しております。

(注5)その他営業収益には、有価証券の貸借、その媒介ならびに代理業務に係る報酬も含めております。

(注6)ローン借入金については、劣後ローン契約に基づき、平成19年11月30日に18億円を、平成20年1月29日に15億円を借入しております。

(注7)パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社との事業譲渡については、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定し、事業譲渡契約にて合意しております。

第22期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	Barclays Bank PLC	London U.K.	2,382百万ポンド	銀行業	間接(100%)	ローン借入 支払利息	借入金(注1) 支払利息(注1)	3,300 64	長期借入金 未払利息	▲3,300 -

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社	東京都渋谷区	10百万円	サービス業	なし	事務委託	事務委託(注2)	1,026	未払費用	-
親会社の子会社	Barclays Global Investors Limited	London, U.K.	875千ポンド	投資会社	(9.4%)(注6)	投資顧問	投資一任(注3) 投資一任(注3)	253 700	未収収益 未払費用	8 ▲33
親会社の子会社	Barclays Global Investors N.A.	San Francisco, U.S.A.	1,500千ドル	銀行業 信託業	なし	役員の兼任 投資顧問 本部配賦経費 その他営業収益	投資一任(注3) 投資一任(注3) 本部配賦経費(注4) その他営業収益(注5)	117 703 1,402 1,409	未収収益 未払費用 未払費用 未収収益	7 ▲35 ▲307 240
親会社の子会社	Barclays Services (Japan) Limited	London, U.K.	100ポンド	サービス業	なし	事務所賃貸 事務委託	不動産賃借料(注7) 事務委託費(注7)	▲98 ▲22	未収入金 未収入金	98 22

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)ローン借入金については、劣後ローン契約に基づき、平成19年11月30日に18億円を、平成20年1月29日に15億円を借入れております。
- (注2)事務委託業務に関する事務委託費等の支払については、事務委託契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注3)投資一任業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注4)本部配賦経費については、Barclays Global Investors N.A.にて負担したグローバル経費を当事者間で配賦割合を合意して決定しております。
- (注5)その他営業収益には、有価証券の貸借、その媒介ならびに代理業務に係る報酬も含めております。
- (注6)Barclays Global Investors Limited, UKの議決権等の被所有割合は、当年度中に9.508%から9.418%に、減少しております。
- (注7)賃借している事務所の一部をBarclays Services (Japan) Limited に再賃貸しており、同社負担分賃借料及び事務所経費を同社に請求し、当社の不動産賃借料、事務委託費を減額しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記**(1) 親会社情報**

Barclays Global Investors UK Holdings Limited(非上場)

Barclays Bank PLC(非上場)

Barclays PLC(ロンドン証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社

該当なし

(企業結合等関係)

第21期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
(共通支配下の取引等関係) 1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 ① 結合当事企業又は対象となった事業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社(以下「BTB」と言う。) ② 事業の内容 資産運用業務及び有価証券貸借業務 ③ 企業結合の法的形式 事業譲受 ④ 結合後企業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社 ⑤ 取引の目的を含む取引の概要 BTBが行っていた資産運用業務及び有価証券貸借業務を当社の事業と一体化することによる効率の高い事業運営を目的として、平成19年7月25日に事業譲渡契約を締結しこれに伴い平成19年12月27日に事業の譲受を完了しました。 2. 実施した会計処理の概要 本取引は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。	(共通支配下の取引等関係) 1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 ① 結合当事企業又は対象となった事業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社(以下「BJS」と言う。) ② 事業の内容 情報技術及び情報技術に関するシステムの開発、整備、技術支援及び保守管理サービス、オフィス管理サービス、及び人事に関する管理サービス ③ 企業結合の法的形式 吸収合併 ④ 結合後企業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社 ⑤ 取引の目的を含む取引の概要 平成20年2月1日以降は、当社がBJSにとっての唯一のサービス提供先であり、IT、人事等の業務をより効率的に行うことを目的として、平成20年7月1日に当社を存続会社、BJSを吸取消滅会社とする方式で吸収合併しました。 2. 実施した会計処理の概要 本取引は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(1株当たり情報)

第21期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第22期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
1株当たり純資産額 728,619円51銭 1株当たり当期純利益 276,410円07銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 2,529百万円 1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る当期純利益 2,529百万円 期中平均株式数 9,150株	1株当たり純資産額 979,494円33銭 1株当たり当期純利益 218,809円00銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 2,016百万円 1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る当期純利益 2,016百万円 期中平均株式数 9,216株

(重要な後発事象)

第21期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
平成20年5月15日開催の取締役会で、パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社(“BJS”)を吸収合併することを決定いたしました。 合併の理由： 平成20年2月1日以降は、当社がBJSにとっての唯一のサービス提供先であり、IT、人事等の業務をより効率的に行うため。 合併相手先の名称： パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社 合併相手先の主な事業内容： ① 情報技術及び情報技術に関するシステムの開発、整備、技術支援及び保守管理サービス ② オフィス管理サービス ③ 人事に関する管理サービス 合併相手先の事業規模： 平成19年12月第3期における合併相手先であるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社の事業規模は以下のとおりです。 営業収益 3,242百万円 経常利益 222百万円 当期純利益 130百万円 合併方式： 当社を存続会社、BJSを吸収合併消滅会社とする合併方式 合併比率： 1 対0.44 (注) 株式の割当比率 BJSの株式1株に対して、当社の株式0.44株を割当て交付する。(発行する株式は譲渡制限株式の予定です。) 増加すべき資本の額： 資本金 10百万円 引継ぐ財産の額： 合併日において引き継ぐBJSの資産・負債(平成19年12月31日現在)は以下のとおりです。 資産合計 1,284百万円 負債合計 1,029百万円 資本合計 254百万円 合併の時期： 平成20年7月1日を予定	ブラックロックによるパークレイズ・グローバル・インベスターズの買収について 平成21年6月16日、パークレイズPLC(パークレイズグループの持株会社、以下パークレイズという)取締役会は、ブラックロックからの当社を含むパークレイズ・グローバル・インベスターズ(BGI)の買収提案を受諾したことを発表しました。同取締役会はまた、8月上旬に開催予定の株主総会において、株主決議を求めることを発表しました。 先にBGIのiシェアーズ・ビジネスの買収を予定しておりましたCVCキャピタル・パートナーズは、取引契約の条件として6月18日までに対抗提案を提示する権利を保有していましたが、その権利を行使せずに取引を終了することに合意しました。従って、パークレイズは本年12月末を目処にiシェアーズ・ビジネスを含むBGIのブラックロックへの売却を完了し、BGIとブラックロックは統合する予定になっております。 日本におきましても、当社とブラックロック・ジャパン株式会社の統合が想定されますが、現時点では当社における具体的な決定事項はございません。

【中間財務諸表】

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)		
第23期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
預金		4,871
前払費用		108
未収入金		501
未収委託者報酬		715
未収収益		3,256
差入保証金		236
未収還付消費税等	※ 2	85
繰延税金資産		1,301
その他流動資産		2
流動資産計		11,080
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	※ 1	2,017
器具備品	※ 1	719
建設仮勘定		12
有形固定資産計		2,749
無形固定資産		
のれん		259
その他の無形固定資産		2
無形固定資産計		262
投資その他の資産		
長期前払費用		1
長期差入保証金		691
繰延税金資産		352
投資その他の資産計		1,045
固定資産計		4,057
資産合計		15,138

(単位：百万円)

第23期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
負債の部	
流動負債	
預り金	275
未払費用	2,437
未払法人税等	557
賞与引当金	1,606
流動負債計	4,876
固定負債	
長期借入金	1,300
退職給付引当金	241
固定負債計	1,541
負債合計	6,417
純資産の部	
株主資本	
資本金	485
資本剰余金	
資本準備金	366
資本剰余金合計	366
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	7,532
利益剰余金合計	7,869
株主資本合計	8,720
純資産合計	8,720
負債・純資産合計	15,138

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)	
第23期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,595
運用受託報酬	3,252
投資助言報酬	0
その他営業収益	1,408
営業収益計	6,256
営業費用	
支払手数料	766
広告宣伝費	33
調査費	
調査費	2
情報機器関連費	137
調査費計	140
委託計算費	64
営業雑費	
上場費	0
通信費	39
印刷費	18
諸会費	17
営業雑費計	76
営業費用計	1,080
一般管理費	
給料	
役員報酬	17
給料・手当	1,447
賞与	1,971
給料計	3,436
退職給付費用負担金	58
法定福利費	209
福利厚生費	19
事務委託費	787
事務用品費	4
交際費	1
旅費交通費	32
採用費	34
租税公課	36
不動産賃借料	552
水道光熱費	62
固定資産減価償却費	※ 1 156
のれん償却費	※ 1 51
賃借料	2
消耗器具備品費	49
修繕維持費	23
教育研修費	19
諸経費	67
一般管理費計	5,606

(単位：百万円)

	第23期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業損失	430
営業外収益	
受取利息	9
その他営業外収益	0
営業外収益計	9
営業外費用	
支払利息	20
為替差損	0
投信償還損	0
営業外費用計	21
経常損失	441
特別利益	
前期損益修正益	78
特別利益計	78
特別損失	
固定資産除却損	1
原状回復費	32
長期借入金返済違約金	5
前期損益修正損	105
特別損失計	145
税引前中間純損失	507
法人税、住民税及び事業税	540
法人税等調整額	△719
中間純損失	328

(3) 中間株主資本等変動計算書

		(単位：百万円)
		第23期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		485
当中間期末残高		485
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		366
当中間期末残高		366
資本剰余金合計		
前期末残高		366
当中間期末残高		366
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		336
当中間期末残高		336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		7,860
当中間期変動額		
中間純損失		△328
当中間期変動額合計		△328
当中間期末残高		7,532
利益剰余金合計		
前期末残高		8,197
当中間期変動額		
中間純損失		△328
当中間期変動額合計		△328
当中間期末残高		7,869
株主資本合計		
前期末残高		9,048
当中間期変動額		
中間純損失		△328
当中間期変動額合計		△328
当中間期末残高		8,720
純資産合計		
前期末残高		9,048
当中間期変動額		
中間純損失		△328
当中間期変動額合計		△328
当中間期末残高		8,720

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第23期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券で時価のあるもの 中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (追加情報) 平成21年6月の事務所の移転に伴い、除却した有形固定資産について、従来、耐用年数を2年～15年としておりましたが、除却を決定した平成20年8月より、残存耐用年数を平成20年8月から平成21年6月までの11ヶ月に変更しております。 これにより、当中間期の営業損失、経常損失及び税引前中間純損失はそれぞれ44百万円増加しております。
3 重要な引当金の計上基準	(2) 無形固定資産 のれんについては、定額法により償却しております。 (1) 退職給付引当金の計上方法 ①適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当中間会計期間末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。 ②旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当計上しております。 ③その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく中間会計期間末要支給額の100%を引当計上しております。 (2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第23期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	52百万円
器具備品	181百万円
* 2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収還付消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第23期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
* 1 減価償却費計上額	
有形固定資産	156百万円
無形固定資産	51百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第23期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日				
第23期中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)				
1 発行済み株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)				
	前事業年度末株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計期 間末株式数
発行済み株式				
普通株式	9,238	—	—	9,238
合計	9,238	—	—	9,238
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—
総合計	9,238	—	—	9,238
2 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第23期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
中間財務諸表等規則第5条の3、財務諸表等規則第8条の6第1項及び第2項により記載を省略しております。

(有価証券関係)

第23期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第23期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第23期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
1株当たり純資産額	943,974円89銭
1株当たり中間純損失	35,519円43銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	328,128,584円
1株当たり中間純損失の算定に用いられた	
普通株式に係る中間純損失	328,128,584円
期中平均株式数	9,238株

(重要な後発事象)

第23期中間会計期間 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日
1 当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック・ジャパン株式会社（BLK）を吸収合併することを承認し、平成21年12月2日に吸収合併致しました。 上記吸収合併に先立ち、平成21年12月2日にブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社が当社の発行済株式全てを取得することにより、当社はブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社の完全子会社となっております。 合併の理由： ブラックロックによるパークレイズ・グローバル・インベスターズの買収に伴うもの。 合併相手先の名称： ブラックロック・ジャパン株式会社 合併相手先の主な事業内容： ① 第二種金融商品取引業 ② 投資運用業 ③ 投資助言・代理業 ④ その他前各号に付随する業務等 合併相手先の事業規模： 平成21年3月第25期における合併相手先であるブラックロック・ジャパン株式会社の事業規模は以下のとおりです。 営業損失 1,030百万円 経常損失 966百万円 当期純損失 1,651百万円 合併方式： 当社を吸収合併存続会社、BLKを吸収合併消滅会社とする合併方式 合併の対価： 本合併の効力発生時点において当社及びBLKの株主はブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社のみとなっていることから、当社は、本合併に際して、BLKの株主に対して、株式その他の金銭等の対価を交付しません。 引継ぐ財産の額： 合併日において引き継ぐBLKの資産・負債(平成21年3月31日現在)は以下のとおりです。 資産合計 13,294百万円 負債合計 11,159百万円 純資産合計 2,135百万円 合併後の名称： ブラックロック・ジャパン株式会社 資本金等の増減： 本合併に際してBLKの株主に対する株式その他金銭等の対価の交付は行わなかったため、当社における資本金等の増減はありません。

第23期中間会計期間

自 平成21年4月1日

至 平成21年9月30日

2 当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック証券会社(BSC)に対して当社のiシェアーズ・ビジネスを含む証券営業部及び金融法人営業部にかかる事業に関する権利義務を吸収分割により承継させることを承認し、平成21年12月2日に吸収分割致しました。

上記吸収分割に先立ち、平成21年12月2日にブラックロック・ジャパン株式会社(BLK)を吸収合併しており、BLKの完全子会社であるBSCは、当社の完全子会社となっております。

吸収分割相手先の名称：

ブラックロック証券株式会社

吸収分割される主な事業

- ① 第一種金融商品取引業
- ② 第二種金融商品取引業
- ③ 金融商品取引業に付随する業務等

吸収分割相手先の事業規模：

平成21年3月第2期における吸収分割相手先であるブラックロック証券株式会社の事業規模は以下のとおりです。

営業利益 331百万円

経常利益 330百万円

当期純利益 185百万円

吸収分割の対価：

本吸収分割の効力発生時点において当社はBSCの発行済み株式の全部を保有していることから、本吸収分割に際して、当社はBSCに対して、株式その他の金銭等の対価を交付しません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年9月18日	証券業登録に伴う社名変更（「パークレイズ・グローバル・インベンベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	社名変更（「パークレイズ・グローバル・インベンベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 社名変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 住友信託銀行株式会社
- ・資本金の額 287,537百万円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成21年3月末現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

平成21年8月20日 有価証券報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年7月2日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩本 正 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 青木 裕 晃 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド資源株ファンドの平成20年11月21日から平成21年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド資源株ファンドの平成21年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月6日

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一 昭 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年1月6日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩本 正 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 青木 裕 晃 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド資源株ファンドの平成21年5月21日から平成21年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド資源株ファンドの平成21年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一 昭 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年1月5日

ブラックロック・ジャパン株式会社
(旧会社名パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社）の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年12月2日にブラックロック・ジャパン株式会社を吸収合併した。また、同日付けで会社はブラックロック・ジャパン株式会社に社名変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)